

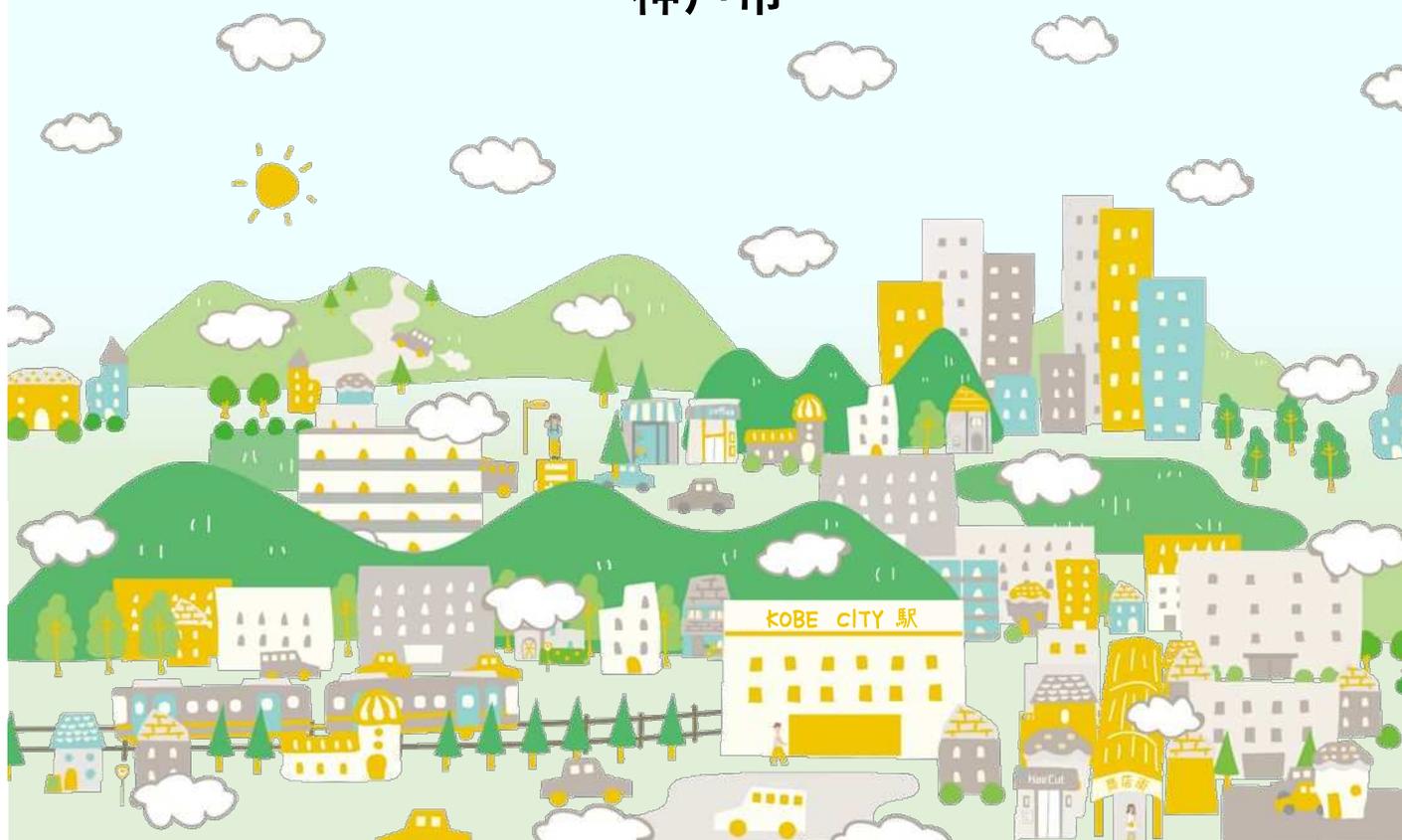
第3期神戸いのち大切プラン

【解説編】

～神戸市自殺対策計画～

(2023年度～2027年度)

神戸市



目次

第1章 計画策定の趣旨等.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 目指す姿.....	2
4 自殺対策の基本認識.....	2
5 自殺対策の基本方針.....	3
6 神戸市の自殺対策における推進体制	4
第2章 神戸市の自殺の現状	5
1 自殺に関する統計結果	5
2 兵庫県における自殺対策に関する調査結果(抜粋)	10
第3章 第2期計画の最終評価	16
1 はじめに.....	16
2 計画概要.....	16
3 成果指標と達成状況.....	17
4 計画における主な取り組み実績(2017年度～2022年度)	17
5 評価と第3期計画の変更について	19
第4章 対策の目標	20
1 全体目標.....	20
2 成果目標.....	20
3 4つの重点対象.....	21
第5章 いのち支える4つの柱における自殺対策の取組.....	23
1 いのち支える4つの柱	23
2 4つの柱と10の取組.....	24
3 「第3期神戸いのち大切プラン」ロゴ概要.....	29
4 各世代に応じた取り組みについて	30
参考資料.....	37
「第3期神戸いのち大切プラン」に紐づく市内取組一覧.....	38
自殺対策基本法	61
悩みごと相談窓口.....	64

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、1998年に急増し、年間の自殺者が3万人を超える状況で推移している中、2006年10月に「自殺対策基本法」が施行され、2007年6月には国の自殺対策の方針である「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

神戸市ではこれらの趣旨や社会情勢等を踏まえ、「神戸いのち大切プラン(2011年度～2016年度)」「第2期神戸いのち大切プラン(2017年度～2022年度)」を策定し、自ら命を絶つ人や自殺行為に及ぶ人、また自殺を考えている人を一人でも多く減らしていくために、総合的な自殺対策を進めてきました。

減少傾向であった本市の自殺者数は2019年に増加に転じて、その状態が続いており、さらなる対策の充実・強化が求められています。

2022年10月には国の自殺対策方針である「自殺総合対策大綱」(以降大綱)の見直しが行われました。これを受け、本市の現状や大綱をふまえ、「第3期神戸いのち大切プラン(2023年度～2027年度)」を策定しました。本計画は自殺対策基本法13条に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけられています。

2 計画の期間

計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。



法や大綱の見直し、社会情勢等により、必要に応じて計画の見直しを行うこともあります。

3 目指す姿

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「まち」と「ひと」の2つの視点から本市の目指す姿を設定し、対策に取り組んでいきます。

まち

身近で悩む人をみんなで支えあう、生きやすいまち・神戸

市民一人一人がかけがえのない命を大切に、身近で悩む人に対して、気づき、互いに支えあい、誰もが生きやすい環境を目指します。

ひと

SOSを出することができる
SOSを受け止めることができる
相談につながるができる

一人一人が、自身のこころがつかなくなった時に SOS を出し、それを周りが受け止めることができること、必要に応じて専門的な相談先につながることで、一人で抱え込み、危機的状況に陥ることなく、できるだけ早期に支援や治療につながることを目指します。

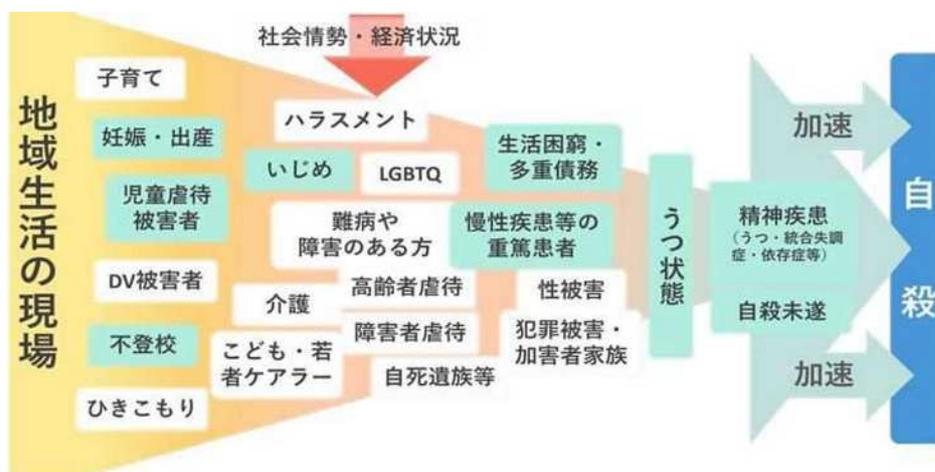
4 自殺対策の基本認識

自殺の背景には、精神面ひとつだけの問題ではなく、実際は過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因があります。これらの複数要因が複合・複雑化することで心理的に追い詰められ、危機的状況に陥ることによって起こってしまうという過程がみられます。

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が必要とされます。

本市では、「市町村自殺対策計画策定手引(厚生労働省 平成 29 年 11 月)」掲載の自殺危機要因のイメージ図を神戸市版で下図のように作成し、自殺対策における各ライフステージに応じた主な対象者を整理しました。

※自殺に至るハイリスク要因のうち、色付きの項目は神戸市の重点対象です。

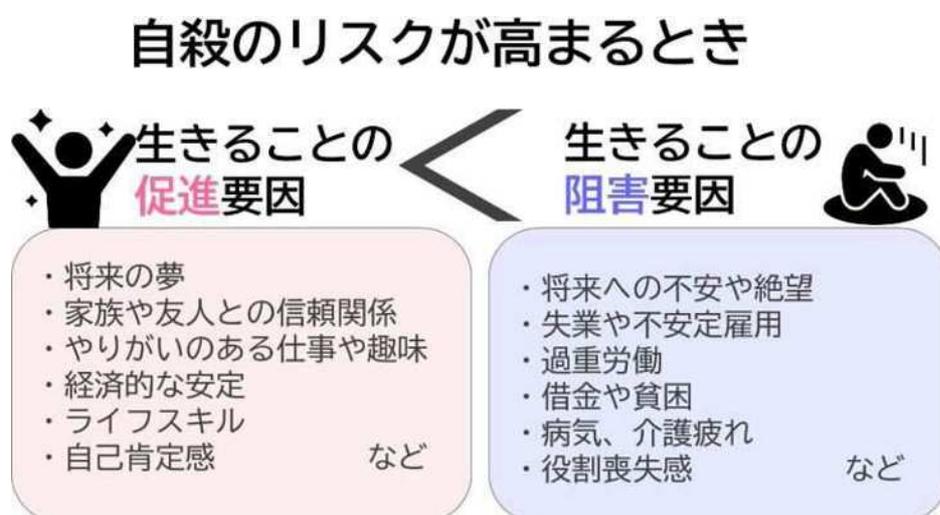


5 自殺対策の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

【「生きることの促進要因」と「生きることの阻害要因」】

個人においても社会においても「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクは高まります。そのため、自殺対策では「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進していく必要があります。



【SDGs との関連】

自殺は、「4. 自殺対策の基本認識」に記載のとおり、様々な複合的・複数的要因に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下するとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画では、SDGs 達成にむけ、17 の目標のうち右図の4つをおもな目標として掲げ、推進していきます。



(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐには、精神保健福祉的な観点以外にも社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。

そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、それぞれの支援が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、協働していくことが重要です。

(3) 実践と啓発を両論として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、まち全体の共通認識となるように、引き続き積極的な普及啓発を実施します。

また、すべての人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう広報、教育活動に取り組んでいきます。

6 計画の策定及び神戸市の自殺対策における推進体制

計画の策定にあたっては、自殺対策に関連のある関係機関の代表者や学識経験者で構成する「神戸市自殺対策推進実務者会議」と、庁内関係部局で構成する「神戸市自殺対策推進連絡会」の協議、そしてパブリックコメント(意見公募手続き)のご意見を踏まえ、策定しました。

計画の推進にあたっては、この2つの会議体において産官学が一体となり、評価や検討、効果的な事業の実施や施策の立案等を通じて、オール神戸市で自殺対策を推進します。

神戸市自殺対策推進実務者会議

自殺対策は、社会全般に関わってくることから、学識経験者や保健医療福祉関係者、労働関係者等の代表者で構成し、相互に連携・協働した、自殺対策の推進を図ります。

神戸市自殺対策推進連絡会(庁内関係部局)

総合的な自殺対策に取り組むため、全庁横断的な関係部局での連絡会を開催し、情報や進捗状況等を共有するとともに、施策の検証を行い、着実な推進を図ります。

神戸市自殺対策推進センター

地域の自殺の実態を把握・分析し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、地域の状況に応じた自殺対策を推進します。

第2章 神戸市の自殺の現状

1 自殺に関する統計結果

本統計資料では、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」により分析しています。この2つの統計については、以下の方法により調査が行われています。

	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
調査対象	日本における日本人	総人口(日本における外国人も含む)
計上時点	住所地を基に死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体の発見時点(正確には認知)で計上
調査時点	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理し、死亡診断書等で作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺として計上している	捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上。

(1)自殺者数の推移(2011年～2022年)

本市では1998年に自殺者が急増し、1999年の386人をピークに、300人台で増減を繰り返していました。2012年より減少傾向にあったものの、2019年に増加に転じ、その状態が続いています。



(2)自殺死亡率(※)の推移(2011年～2022年)

2012年以降自殺死亡率(※)においても低下の傾向が続き、2014年からは全国、神戸市ともに自殺死亡率20以下となりましたが、神戸市は2019年、全国は2020年に自殺死亡率が上昇に転じました。

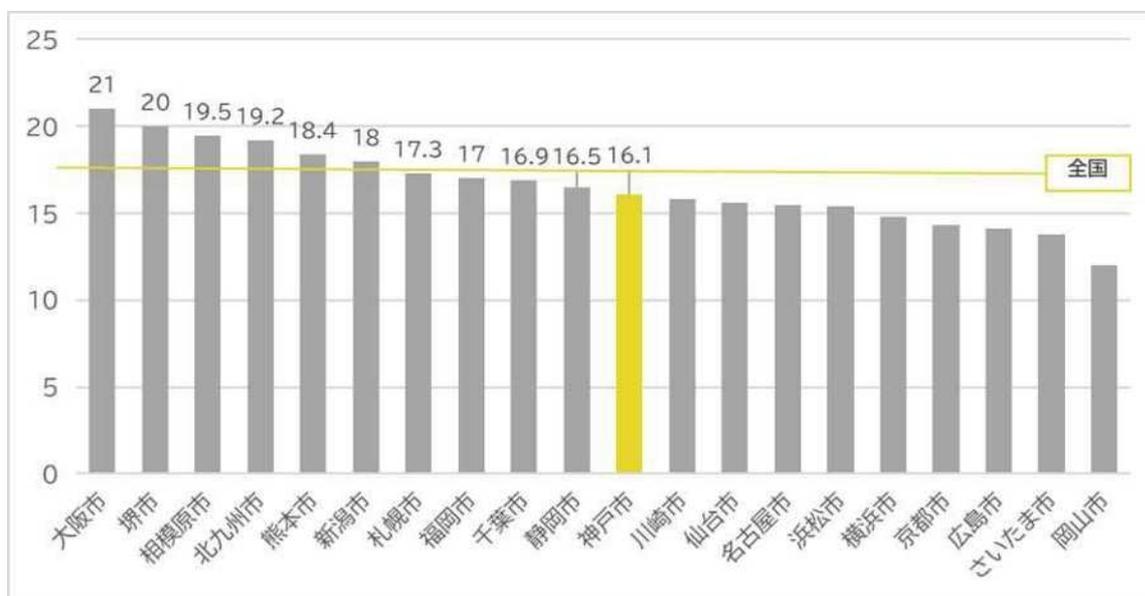
(※)自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数



(厚生労働省 人口動態統計より)

(3)全国及び各政令指定都市との比較からみた神戸市の自殺の実態(2022年)

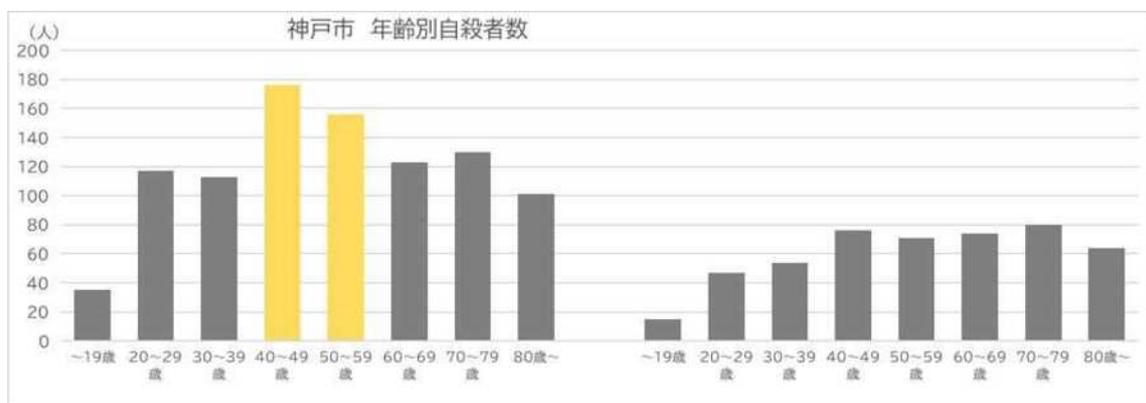
政令指定都市の中で、神戸市の自殺死亡率は11番目に高くなっています。※第2期開始時は第4位



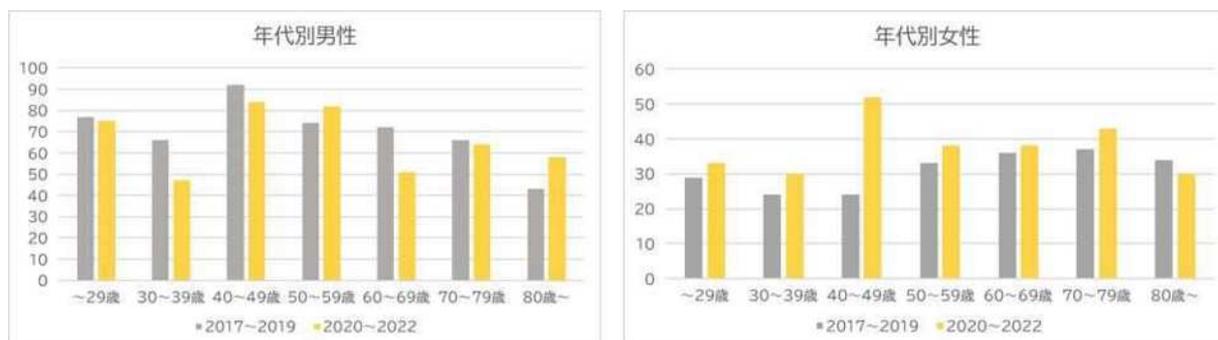
(厚生労働省 人口動態統計より)

(4)自殺者の性別・年齢別状況(2017年～2022年)

第2期計画期間(2017年～2022年)の自殺者数は1,432人で男性951人(66%)女性481人(34%)であり、男性の自殺者が多く、とくに年齢別自殺者数では、**男性の40代(176人)と50代(156人)が最も多くなっており**、さらなる対策の推進が必要となっています。



また、第2期計画期間のうち、コロナ禍前(2017年～2019年)とコロナ禍中(2020年～2022年)の自殺者数の累計を性別・年齢別に比較すると、男性は全体的に減少傾向がみられたものの、女性は増加傾向にあり、特に40代女性の増加がみられます。



(厚生労働省 人口動態統計より)

(5)神戸市における年代別死因順位(2022年)

神戸市の年代別の死因では、**10代～30代の第1位は「自殺」**です。計画策定時(2015年)の10代の死亡率第1位は悪性新生物であったにもかかわらず、2022年時点では自殺が1位となっています。

	1位	2位	3位
10代	自殺	不慮の事故/悪性新生物(腫瘍)	※2位同率
20代	自殺	不慮の事故	悪性新生物(腫瘍)
30代	自殺	悪性新生物(腫瘍)	肝疾患
40代	悪性新生物(腫瘍)	自殺	心疾患(高血圧性を除く)
50代	悪性新生物(腫瘍)	心疾患(高血圧性を除く)	自殺
60代	悪性新生物(腫瘍)	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患

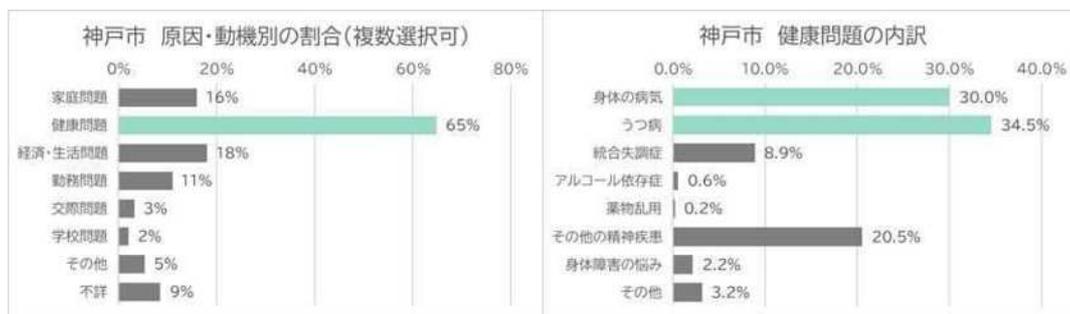
(厚生労働省 人口動態統計より)

(6)自殺者の原因・動機別状況(2020~2022)

①全世代の原因・動機別

原因・動機別の割合では、全体で「健康問題(65.0%)」の割合が半数を占め、次いで「経済・生活問題(18.0%)」、「家庭問題(16.0%)」の順に高くなっています。

健康問題が選択された中の、内訳では、うつ病(34.5%)が最も割合の高い原因となっています。

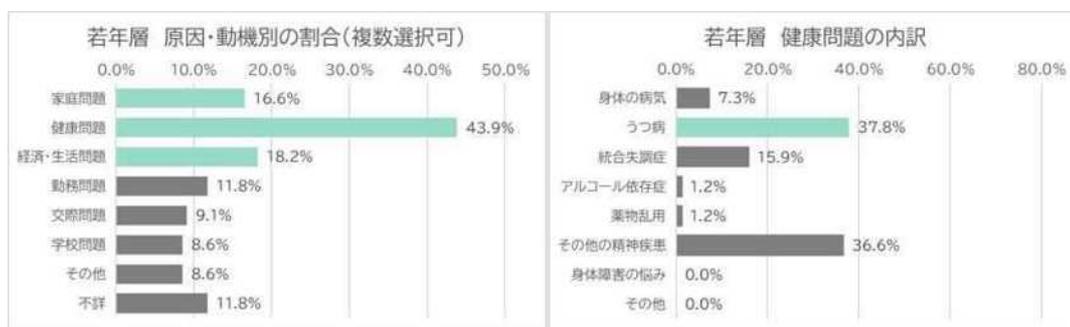


(警察庁自殺統計より)

②年齢層ごとの原因・動機別

【若年層(10代~30代)】

高い割合を占めてしているのは順に「健康問題」「経済・生活問題」「家族問題」となっています。しかし、全世代と比べると、「交際問題」や「学校問題」も高い傾向にあります。



(警察庁自殺統計より)

【中壮年層(40~60代)】

「経済・生活問題(24.5%)」が全世代と比べて特に高い割合を占めています。



(警察庁自殺統計より)

【高齢者層(70代以上)】

「健康問題(83.6%)」が大きな割合を占め、そのなかでも他の世代と異なり、「身体の病気(53.8%)」に関する割合が高くなっています。



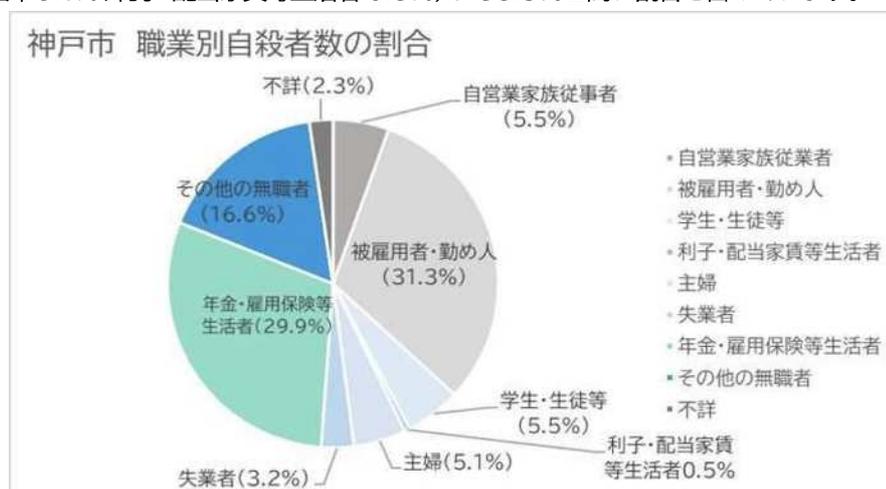
(警察庁自殺統計より)

【参考:自殺統計における原因・動機の算出方法】

自殺統計において、自殺の原因・動機の判断資料に掲げる「遺書」「自殺サイト・メール等書き込み」「その他の生前の言動(これを裏付ける資料がある場合)」に該当箇所があった場合に、明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としており、自殺の要因・動機の判断資料に掲げる「該当なし」を選択した場合等は不詳が選択される。割合(%)については、神戸市の自殺者総数に基づき算出している。

(7)自殺者の職業状況別(2020~2022)

職業別の自殺者数の割合では、無職者(その他の無職者 16.6%、年金・雇用保険等生活者 29.9%、失業者 3.2%、主婦 5.1%、利子・配当家賃等生活者 0.5%)が 55.3%と高い割合を占めています。



2 兵庫県における自殺対策に関する調査結果(神戸市抜粋)

兵庫県では、2021(令和3)年11月15日から12月15日までの1か月間に県民の自殺対策に対する意識調査や行動に関する調査が行われました。(兵庫県健康づくり実態調査と同時実施)

【調査対象と回収結果】

	対象	回収結果【兵庫県】	回収結果【神戸圏域】
成人	県内に居住する20歳以上の男女	1,874名(回収率37.4%)	159名(回収率31.8%)
未成年	県内に居住する中学1年生・中学3年生・高校3年生相当の男女	936名(回収率31.2%)	73名(回収率24.3%)

【調査方法】 住民基本台帳から無造作抽出し、調査票を郵送(郵便・オンラインで回答)

(1)自殺に対する考え方について

自殺関連問題(ア)~(オ)について自身の考えに近いものの回答割合(■成人 ■未成年)

(ア) 自殺は個人の問題であり、自由だと思う。 (イ)自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる。



(ウ)自殺を口にする人は、本当に自殺しない。



(エ)自殺は防ぐことができるものであると思う



(オ)自殺は社会的に取り組むべき課題だ。



兵庫県と神戸市で比較すると、(ア)~(ウ)について、「**そう思う**」割合が神戸市は高くなっています。特に若者へ「自殺は誰もが関係すること」という認識を周知する必要があります。

(エ)~(オ)をみると、自殺対策に対しては、取り組むべき課題であり、防げるものであるという認識がある者の割合が高くなっています。

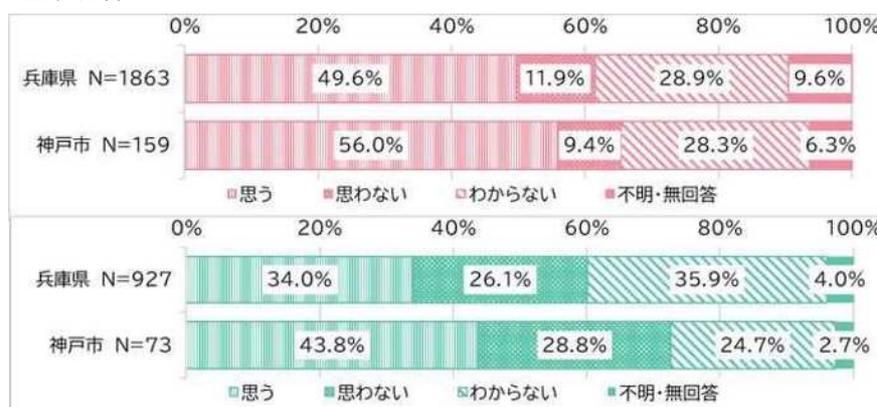
以上より、自殺は身近な問題であるという「我が事意識」を持つために、自殺に対する「正しい知識の普及啓発」をより強化していく必要があると考えられます。

(2)うつ病のサインに気付いた時の相談について

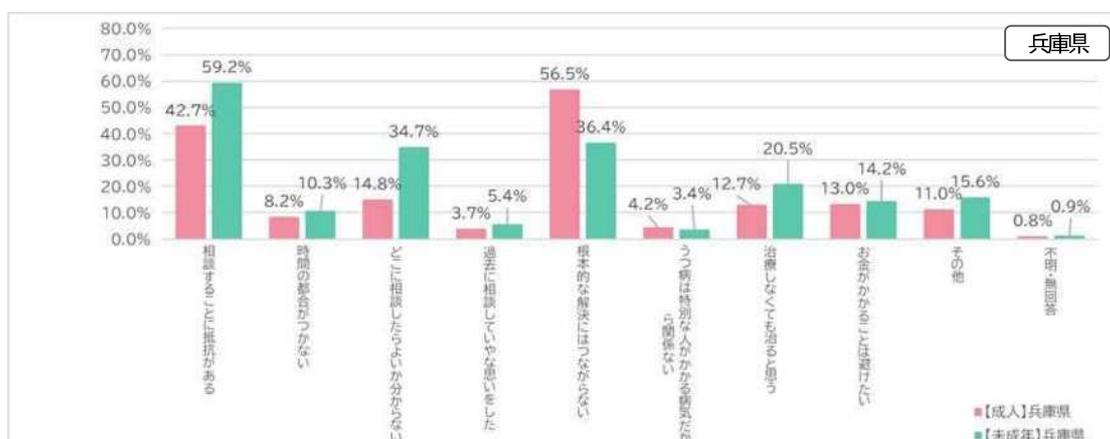
①家族や身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき、専門の相談窓口(かかりつけ医や精神科、保健所等公的機関等の相談窓口)への相談を勧める人の割合(■成人 ■未成年)

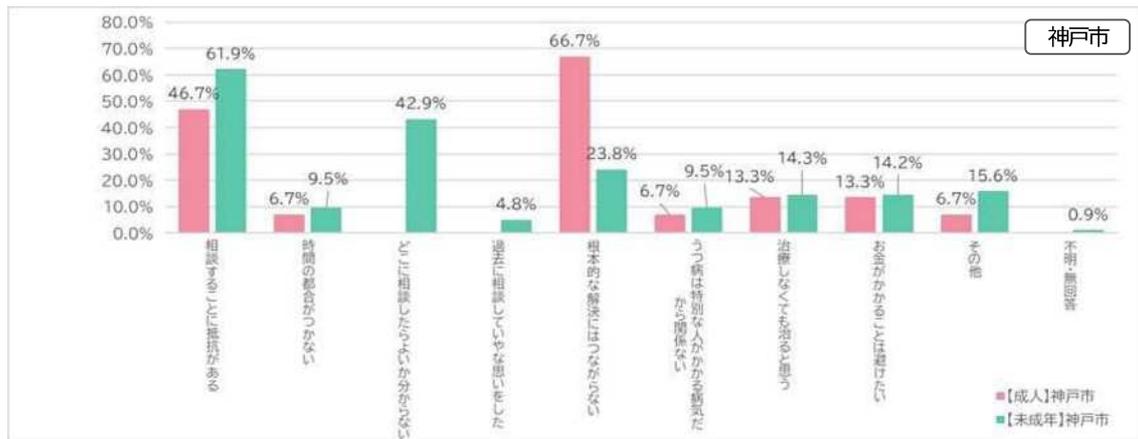


②-1 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、自ら専門の相談窓口(かかりつけ医や精神科、保健所等公的機関等の相談窓口)に相談しようと思う人の割合(■成人 ■未成年)



②-2 相談窓口(かかりつけ医や精神科、保健所等公的機関等の相談窓口)に相談しようと思わない理由(複数回答)





①、②-1より、成人・未成年及び兵庫県・神戸市すべてに共通して、家族や身近な人には専門の相談窓口への相談を勧める割合に対し、自分自身の場合は自ら相談しようと思う割合が低くなっていることが見られます。

また、②-2より「相談することに抵抗がある」「根本的な解決につながらない」が高い割合を占めていることがわかります。さらに「どこに相談したらよいか分からない」と回答した割合は神戸市が高く占めているため、相談窓口のさらなる周知啓発が必要と考えられます。

(3) 希死念慮について

①この1年以内に本気で自殺したいと考えた人の割合 (■成人 ■未成年)

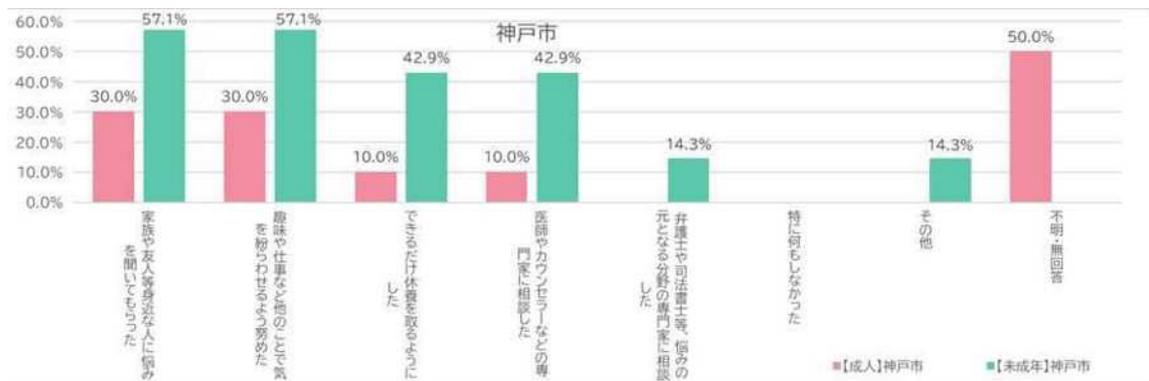


②「ある」と回答した人の「自殺したい」と思った理由*複数回答可*(■成人 ■未成年)





③「ある」と回答した人の「自殺を思いとどまった(とどまってる)要因*複数回答可* (■成人 ■未成年)



本気で自殺したいと考えた人の割合は、兵庫県・神戸市ともに未成年の割合が高く、若い世代への自殺対策の推進が必要であることがわかります。

自殺したいと思った理由については、成人では共通して「健康問題」「経済生活問題」が高い割合を占めています。(兵庫県の成人では「家族問題」「勤務問題」が高い割合を示しているのに対し神戸市の成人では「その他」「無回答」の割合が多いため今後も分析が必要と考えられます。)

未成年では、共通して「家族問題」「学校問題」が高い割合を占めています。

自殺したいことが「ある」と答えた方のなかで、自殺を思いとどまった(ふみとどまった)理由としては、身近な人への相談や、仕事や趣味、休養等セルフケアで思いとどまったことがわかります。

(4) 希死念慮に対する相談について

①「自殺したい」と思うほどの悩みを抱えたとき、誰かに相談する人の割合(■成人 ■未成年)



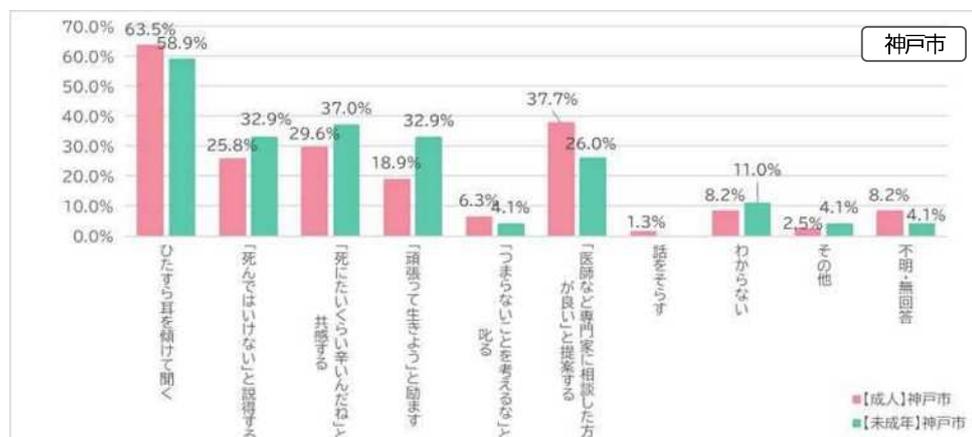
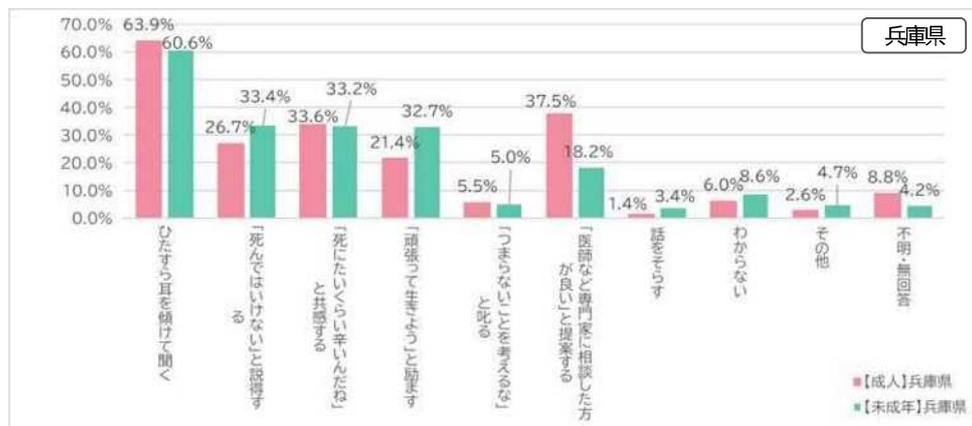
◆する理由

話せば楽になると思う、話して解決できることもあるかも、本当は死にたくないはずだから 等

◆しない理由

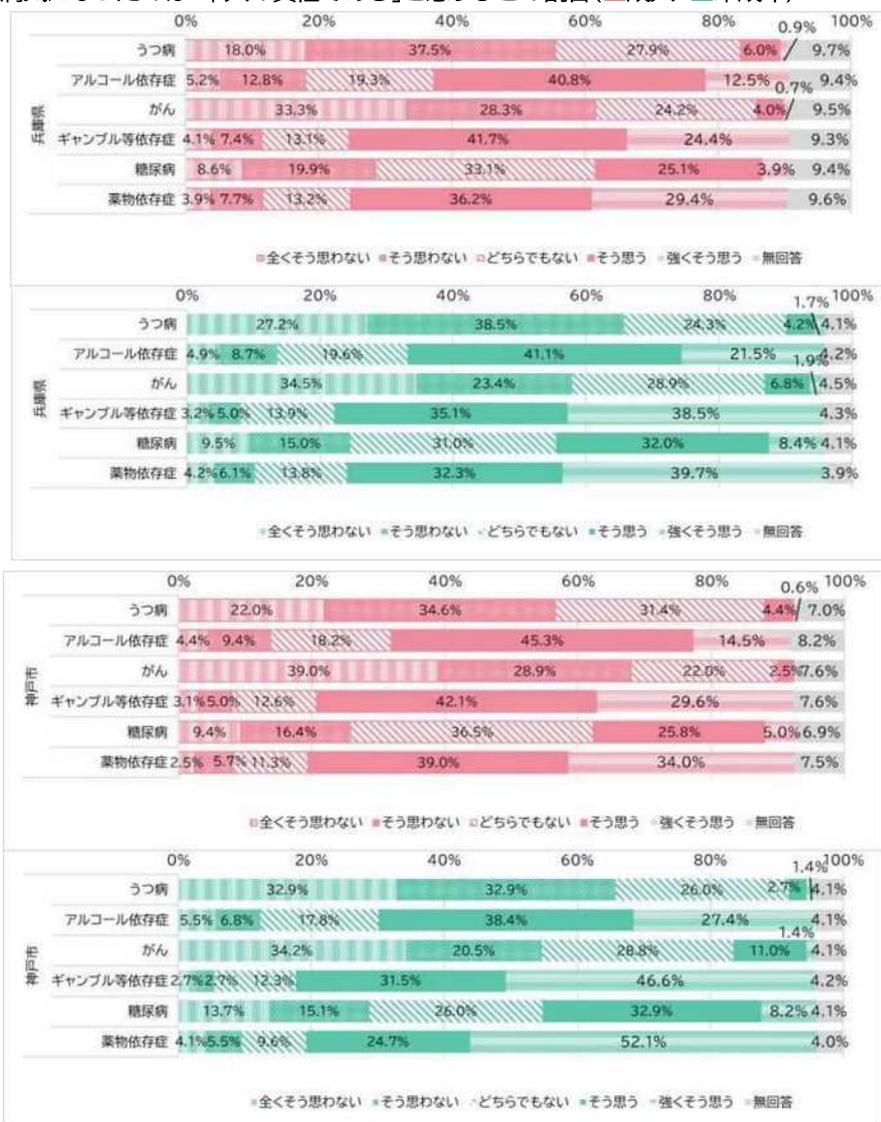
自分の問題だから、意味がない、他の人に心配をかけたくない、できる人がいないから、はずかしい 等

②身近な人に「死にたい」と相談されたときはどうするか。*複数回答可*(■成人 ■未成年)



(5) 依存症対策関連について

以下の病気になったのは「本人の責任である」と思うひとの割合(■成人 ■未成年)



「本人の責任である」と思う人の割合が、「アルコール依存症」、「ギャンブル等依存症」、「薬物依存症」は6～7割程度を占めており、特に依存症等の病気にいる背景や病気に対する知識等の周知啓発が必要であると考えられます。

第3章 第2期計画の最終評価

1 はじめに

本市では2017年3月に「第2期神戸いのち大切プラン」を策定し、総合的な自殺対策に取り組んでいます。このたび、自殺者数の推移、第2期計画に基づいて実施してきた取り組み、市民意識の変化などについて評価を行い、今後、重点的に取り組む自殺対策の方向性を取りまとめました。

2 計画概要

< 期 間 > 2017年度～2022年度

< 基本理念 > 市民一人ひとりがかけがえない命を大切に、身近で悩む人をみんなで支えあう、
生きやすいまち・神戸

< 目 標 > ・ひとりでも多く自殺者を減らす
・こども(10代)の自殺者をなくす

< 対策の柱 >

- 1 普及啓発の重点実施 ～自殺に対する正しい理解を啓発し偏見をなくす～
- 2 相談機関の充実と地域連携の強化 ～生きづらさを抱える人々を支援し見守る～
- 3 こころの健康づくりの推進 ～主体的なこころの健康づくりとうつ病対策の強化～
- 4 自殺未遂者や自死遺族支援の充実 ～自殺のハイリスクとして自殺企図を防止する～

数値目標(成果指標)

第2期計画策定にあたり、有識者会議で議論した結果、「自殺者については、何人まで減らせればよいというものではなく、できる限り減らしていくための対策に組むことが必要であり、また数値化の根拠を明確にすることは難しい」ことから設定しないこととしていました。

しかし、2020年に実施した中間評価において、具体的に目標をたてて施策を推進することも必要であるという意見から、掲げている目標に対する評価および達成するための数値目標を設定しました。

ひとりでも多く自殺者を減らす

ゲートキーパー養成研修受講者延べ人数 1,500 人をめざす(2019 年度末現在 872 人)

こども(10代)の自殺者をなくす

こどもの自殺予防教育モデル事業「いのちとこころの学習」41 校(市立中学校の半数)で実施する。

3. 成果指標と達成状況

ひとりでも多く自殺者を減らす

ゲートキーパー養成研修受講者延べ人数 1,500 人をめざす(2019 年度末現在 872 人)

▶▶ **養成者数:計 951 名(2022 年度末時点)** 評価:未達成 達成率 63.4%

計画期間中のゲートキーパー養成研修受講者延べ人数を数値目標と設定したが、感染症対策により集合研修が行えず、達成に至らなかった。

集合研修が困難な状況が続いたため、2021年度にゲートキーパーワンポイントアドバイス動画を作成し、神戸市ホームページへ掲載。

併せて、動画の周知を行った。(動画視聴回数:1, 277 回)

子ども(10代)の自殺者をなくす

子どもの自殺予防教育モデル事業「いのちとこころの学習」41 校(市立中学校の半数)で実施する。

▶▶ **実施数:29 校(2022年度末時点)** 評価:未達成 達成率 70.7%

感染症対策により中学校での実施が困難な時期があったため、達成に至らなかった。

※応募があった中学校を対象に子どもの自殺予防教育モデル事業「いのちとこころの学習」と教職員研修を実施。

(2019 年度開始事業)

(参考)自殺総合対策大綱第5自殺対策の数値目標

2026年までに2015年時点の自殺死亡率30%減少

○2015 年時点自殺死亡率(人口 10 万人あたり) 19.3 → 2026 年までに目標値 13.5

2021年時点の自殺死亡率 16.1 → 現在2015年時点より16.6%減少

4 計画における主な取り組み実績(2017 度～2022 年度)

対策の柱	事業	実績	内容
普及啓発の 重点実施	神戸自殺対策総合 フォーラム	参加者延数 343 人 ※	自殺対策強化月間である3月に神戸市医師会、兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会と共催にて、市民対象に自殺予防につながる講演会を開催
	キャラクターの 作成	2017年度に一般公募を実施。こころの健康づくりキャラクターとして「どんまい」を作成。かたつむり「マイマイ」をモチーフに作成。雨の日も関係なくマイペースに歩くのが特徴。頭の触覚で心に悩みを抱えている人の声をキャッチし、おなかの赤いハートは、あたたかく、柔軟に輝く健康な心を表現。	
	いのちとこころの 学習	受講者延数 生徒 3, 868 人 職員 1, 158 人	応募があった中学校を対象に子どもの自殺予防教育モデル事業「いのちとこころの学習」と教職員研修を実施。

	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・市区庁舎、公共機関、関係機関等での自殺予防週間ポスターや相談窓口ポスター掲示 ・さんちか夢広場における街頭啓発(年1～2回)や、花時計ギャラリー展示(年1～2回) ・相談窓口案内カード、ストレスマウンテン案内カードの配布、関係機関と連携した特設コーナー設置 ・グリコ及びオフィスグリコと連携したストレスマウンテンの周知啓発 ・クロスメディアイベントにおけるトークショーの開催 ・YouTube、デジタルサイネージ、HP を活用した電話相談案内動画の配信、放映 ・映画「こころの傷を癒すということ」とのコラボによる映画無料配信と電話相談の案内 ・検索型動画広告を活用した電話相談の案内
相談支援 機関の充実 と地域連携 体制の強化	ゲートキーパー 養成研修	受講者延数 951名※	市民対象、高齢者支援者対象、若年者支援者対象、薬剤師対象などテーマや実施形態を変えながらゲートキーパーの養成を実施(第1期10画からの延べ受講者数:2,588名)
	ゲートキーパー 養成動画	再生回数 1,277名	新型コロナウイルス感染症拡大により集合研修の実施が困難であったため、動画を作成、YouTube や HP で配信
	かかりつけ医 うつ病対応力 向上研修	受講者延数 252人	内科等のかかりつけ医を対象に適切なうつ病診療の知識・技術の習得と精神神経科との連携を図ることで、自殺予防につなげることを目的として、市医師会と共催で開催
	くらしとこころ の総合相談会	相談延数 575件	新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響を踏まえ、ハローワークを会場として、月2回(自殺予防週間、自殺対策強化月間には1回追加の3回)弁護士によるくらしの相談や保健師等によるこころの相談を実施している。
	神戸市こころとい のちの電話相談	相談件数延 26,753件	精神疾患に関する相談や不安、悩み等のこころの健康に関する電話相談を実施 コロナ禍による相談ニーズの増加に伴い、回線の増設、相談時間の延長を行った。また、令和4年度にはより広く市民からこころの健康に関する相談を受けるため、「自殺予防とこころの健康電話相談」から電話相談の名称変更を行った。
こころの健 康づくりの 推 進	うつ予防 セミナー	受講者延数 697件※	「はじめて学ぶ認知行動療法」をテーマに精神科医と臨床心理士を講師にうつ病についての基礎知識や認知行動療法についてのセミナーを開催
	ストレスケア 講座	受講者延数 292人※	働く人や若者を対象としたストレス対処法やこころの健康づくり等について学ぶセミナーを実施
	ストレス マウンテン	WEB アクセス延数 438,761件	過去6か月以内に経験した出来事にチェックするだけで、ストレス蓄積度をチェックできる「ストレスマウンテン」を WEB で展開
	神戸 G-P ネット	利用延数 12件	重度のうつ病患者等を一般かかりつけ医から精神科専門医へつなぐためのネットワークを設置
自殺未遂者 や自死遺族 支援の充実	自殺未遂者支援 者研修	受講者延数 328人※	自殺未遂者に業務で関わる支援者を対象に研修会を開催
	自死遺族支援団 体への補助	補助団体延数 17団体	自死遺族支援団体が行う分かち合いの会や講演会などの補助助成

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止年度あり。

5 評価と第3期計画の変更について

(1)全国の現状・課題と対策

2006年10月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少したものの、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、現状や次のような課題を踏まえ、あらたな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

【全国】現状・課題	自殺総合対策大綱(R4.10月)
① 自殺死亡率は先進国(G7)で最も高い	① 新型コロナの影響を踏まえた対策の推進
② 2020年にコロナ禍で11年ぶりに増加に転じる	② 子ども・若者の自殺対策の更なる推進
③ 女性の自殺者数が2019年から2年連続で増加	③ 女性の自殺対策を重点施策に新たに位置づけ
④ 小中高の自殺者数が2020年過去最多に	④ 地域ネットワーク構築やプラットフォームづくり

(2)神戸市の現状・課題と対策

2017年3月に「第2期神戸いのち大切プラン」を策定以降、庁内外の推進体制を整備し、関係機関と連携を行いながら、様々な事業を展開しました。

計画を終えて、「ひとりでも多く自殺者を減らす」という目標については策定以降、コロナ禍以前においては減少傾向がみられ、これまでの取り組みに一定の効果があったと考えられます。しかし、経済状況や、社会情勢の変化に伴い増加に転じている状況にあります。また、2つ目の目標である「子ども(10代)の自殺者をなくす」についても、10代の自殺者はむしろ増加傾向にあります。第3期計画の目標としては第2期計画の目標に対して引き続き取り組んでいく必要があります。

現状・課題	対策
〈人口動態統計・警察庁自殺統計〉	
① 自殺者数が2019年以降、増加に転じる	① 自殺対策推進のために新たに 重点対象 を設定
② コロナ禍以降、特に女性の自殺者数が増加傾向	② 目標に対する評価のため 成果指標 を設定
③ 10代～30代の最も多い死因は自殺	③ 目指す姿(基本理念)に 市民の姿 を追加
④ 40代50代(中壮年層)の自殺者数が最も多い	④ 世代に応じた普及啓発 の強化や ゲートキーパー養成 研修の更なる充実
⑤ 第2期目標(数値目標含む)は未達成	⑤ こころの健康を育む環境づくり の視点を追加

(その他の主な変更点)

- ・冊子1冊分の計画から、A3両面以内の計画へ
- ・SDGsを追加

(1貧困をなくそう、3すべての人に健康と福祉を、4質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等を実現しよう)

第4章 計画の目標

1 全体目標

第2期計画から引き続き、次の2点を目標として設定しました。

ひとりでも多くの自殺者を減らす

自殺者数については、何人減らせばよいというものではなく、できる限り減らしていくことが必要です。そのため“ひとりでも多く”自ら命を絶つ人や自殺行為に及ぶ人、自殺を考えている人を減らしていくことを本計画の全体目標の1つとして設定しました。

減少傾向にあった自殺者数が2019年より増加傾向に転じ、その状態が今も続いております。さらなる自殺対策の推進・強化が求められるなか、本市では、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、様々な社会的要因への働きかけをしていくことにより、ひとりでも多くの自殺者を減らし、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。

こどもの自殺をなくす

こどもも大人もかけがえのない命である中で、あえてこどもの自殺をなくすことを目標に掲げました。こどもは、自殺予防の正しい知識やSOSの出し方を早い段階から学ぶことで、生涯にわたるこころの健康にもつながると考えられるからです。第2期計画より掲げてきた目標ですが、今もなお自ら命をたつこどもがいる状態であり、さらなる対策の推進が求められています。

よって本市では、正しい知識の普及とともに、こどもがSOSを出しやすい環境を整え、生きづらさや苦しみに寄り添い、こどもの自殺「0(ゼロ)」を目指します。

2 成果目標

本計画では、全体目標にあわせて、達成にむけた以下3つの**成果指標**を設けました。こちらの指標については社会情勢等により適宜見直すことがあります。

① 自殺死亡率の減少 2021年 16.1 ➡ 2026年 13.5 以下

※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数

「自殺総合対策大綱」では自殺対策の数値目標には「令和8(2026)年までに自殺死亡率(人口当たりの自殺者数)を2015年と比べて30%以上減少させること」が引き続き掲げられています。本市でも同様に2026年度の自殺死亡率を2015年(自殺死亡率19.3)と比べて30%以上減少(自殺死亡率13.5以下)することを1つの成果指標として設定します。

② ゲートキーパーの養成 2022年 2,500人 ➡ 2026年 5,000人以上

※ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人

目指す姿(まち)にもあるように、身近な人の SOS に気づき、市民全員が互いに支えあうまちを実現するには、1人でも多くの市民の方が専門性の有無に関わらずゲートキーパーとしての意識をもち、行動を起こしていくことが必要となります。そのため本市ではゲートキーパーの養成者数を成果指標に掲げ、ゲートキーパー養成をより積極的に推進していきます。

③ 「自殺は防ぐことができる」と思う人の割合

2022年 58.5% ➡ 2026年 70.2%

兵庫県「令和3年度自殺対策に関する調査報告書」によると、20歳以上の「自殺は防ぐことができるものである」と考える人の割合は、58.5%でした。

1人でも多くの方が自殺は誰にでも起こりうるものであり、自殺対策に対する「我が事意識」をもつことで、全市的な自殺対策に対しての意識の向上を図ります。

3 4つの重点対象

第3期計画では、次の対象について、重点的に対策を取り組んでいく対象と設定しました。

こども・若者

10～30代の最も多い死因は「自殺」であり、こども若者の自殺については増加傾向にあります。(第2章 神戸市の自殺の現状より)大綱にも重点施策として設定されており、さらなる対策の推進が求められています。

こころが辛い時に周囲に適切に援助希求行動(「身近にいる信頼できる大人に SOS を出す」など)ができるよう SOS の出し方教育や、心身の成長やライフイベント等による環境変化の影響に対するこころの健康づくりなど、低年齢からの知識の啓発をさらに取り組んでいきます。またこどものSOSを受け止められる周囲の環境づくりとして、支援者や身近な大人の対応力向上、誰もが取り残されない居場所づくり、様々な要因に対応した相談体制のさらなる拡充をはかります。

女性

女性の自殺者数は、全国的にも2年連続で増加がみられ、自殺総合対策大綱では当面の重点施策として設定されており、さらなる対策の推進が求められています。

予期せぬ妊娠、子育て、コロナ禍で顕在化した雇用問題やDVなど様々な困難を抱える女性に対する支援が必要とされています。妊娠・出産・子育て等の切れ目ない支援や、困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かな相談支援体制をさらに推進していきます。

中壮年者

本市の年齢別自殺者数の内訳をみると、最も自殺者数が多い年代は、40～50代となっています。
(第2章より)

中壮年者である40～60代の年代は、自身の経済問題や労働問題、健康問題にあわせて職場や家庭等での社会的にも重要な役割を担うことへのストレスや、親との死別や退職などの大きな喪失体験を迎え、心理的にも社会的にも負担を抱えることが多い世代です。そうした複雑化された要因に対応したメンタルヘルスや相談支援、社会資源の周知啓発等をさらに推進していきます。

自殺未遂者

自殺者の4割以上に過去の自殺未遂歴があり、自殺未遂者は自殺者の10～18倍存在するという報告があります。自殺の危険性が高いとされる自殺未遂者が再度自殺企図を起こし、既遂に至ることを防ぐ取組が必要です。搬送先の医療機関やその他関係団体との連携による自殺未遂者への支援体制の構築や、学校・職場等での適切な事後対応の強化等を新たに推進していきます。

第5章 いのち支える4つの柱における自殺対策の取組

1 いのち支える4つの柱

第1期から続く自殺対策の4本柱は、自殺対策として取り組む重要な課題であり、第3期計画においてもその柱立てを基本とし、より具体的で、市民にとっても身近なものとなるよう拡充して設定しました。

さらに第3期計画では、大綱での「事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる」と掲げられていることから、対策の柱を一次予防、二次予防、三次予防の考え方に整理し、具体的な課題およびそれに対する取組を10個設定しています。



〈一次予防〉自殺予防対策の普及啓発、自殺予防対策に関わる人々への教育

〈二次予防〉自殺ハイリスク者を早期に発見し、必要な支援や 医療につなぐ取組

〈三次予防〉自殺(企図)が生じた際の支援

新 …3期計画より新規で取り組んでいくもの

拡 …2期計画より拡充して取り組んでいくもの

2 4つの柱と10の取組一覧

柱1 自殺に関する正しい理解の促進(一次予防)

普及啓発の実施によって、ひとりひとりが自殺について正しく認識するとともに、自殺に対する偏見を無くしていくよう、取り組みを進めていく必要があります。

課題:「自殺は自分の身近な問題である」という我が事意識

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、援助を求めることが適切な行動であると理解できるよう、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。



取組1:正しい知識と支援情報の周知【拡充】

1 自殺や心の健康、うつ病や依存症などについての正しい知識の普及啓発
2 「自殺におけるハイリスク要因」に関する知識の周知啓発
3 各種困りごとに応じた相談窓口の周知啓発
4 全ての世代に応じたネットリテラシーに関する正しい知識の啓発 (新)
5 こどもの権利条約の啓発 (新)

課題:世代ごとのSOSの出し方や受け止め方

ライフステージごとに特徴的な自殺リスクが想定されることから、第3期計画では、第2期計画に引き続き、対象や世代に応じた自殺リスクに対する危険因子や保護因子を明確にし、より対象に応じた啓発を関係部署・機関との連携を強化し、取り組んでいく必要があります。



取組2:対象別(世代別)に応じた普及啓発【拡充】

1 こどものSOSの出し方教育の実施
2 産後ケア事業・子育て支援事業等制度の周知や産後うつ等周産期メンタルヘルスの本人・家族への周知啓発
3 学校等でのメンタルヘルスへの対応や精神疾患に関する授業の実施
4 性教育やジェンダー教育の実施
5 障害・高齢者虐待に至る前の相談窓口と介護負担軽減のための社会資源の周知啓発
6 依存症に関する知識の普及啓発
7 公営賭博や遊技業協会等と連携した依存症相談先や医療機関の情報提供(新)

柱2 こころの健康づくりの推進(一次予防)

ストレス対策として、一人ひとりがストレスに対する対処能力を高めること、また、周囲のサポートを充実させる必要があります。

課題:頑張りすぎている自分への気づき

こころの健康が保持できるよう、ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発、メンタルヘルスの正しい知識の普及を行い、早期休息を促進するなど、ストレスへの気づきや適切な対応について、より積極的に啓発し、対処能力を高める必要があります。



取組3:ストレスの気づきや適切な対応によるこころの健康づくりの推進【拡充】

1	こころのサポーター等メンタルヘルス健康教育の実施(新)
2	生涯学習や生きがいづくりの取り組み
3	低年齢からのいのちとこころの健康づくり授業の実施
4	大学生・若者向けのメンタルヘルスセミナー等の実施
5	働く人も参加しやすいメンタルヘルス研修やセミナーの実施
6	生活習慣病予防の取り組み (早期発見・早期治療の重要性の啓発や健康寿命延伸のための取り組み等)
7	フレイル予防・介護予防の実施

課題:こころの健康を守り、育む環境

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、こころの健康の保持・増進に加えて、こころの健康を守り、見守るための環境づくりの視点が必要です。

過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める必要があります。



取組4:市全体で取り組むこころの健康を支援する環境づくり

(職域・学校・地域)【拡充】

1	身近な大人に対する地域のこどもの SOS に気づき支援するための知識の周知啓発(新)
2	企業等との連携による従業員に対するメンタルヘルス対策の推進及び 自殺予防に関する研修会の実施 (新)
3	教育現場での SOS を受け止めるための対応力向上と体制強化への取り組み
4	地域の子育て力アップのための取り組み
5	様々なハラスメントに対する理解を深めるための周知啓発
6	地域における高齢者の見守り活動の実施

柱3 気づく・関わる・つなぐ・寄り添う・見守る(二次予防)

自殺に追い込まれようとしている人が抱えている生きづらさや、心の悩みの原因となる社会的要因について、早期に気づき、問題に対応した相談機関に早期につながる事が重要です。そのため、精神保健的な視点に加えて、社会・経済的な視点を含む包括的な相談支援体制が必要です。

課題:生きづらさを抱えている人や頑張りすぎている人への気づき

若者を含め、市民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る必要があります。

また、様々な分野において支援に関わっている専門家や支援者等に対して、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の養成が必要です。



取組5:あなたもわたしもゲートキーパー【拡充】

1 地域の理解促進のためのゲートキーパー養成
2 「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」を支える支援者向けのゲートキーパー養成
3 職域におけるゲートキーパーの養成(新)

課題:相談や受診に対する心理的なハードル

地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を図るとともに、自殺リスクを抱えるハイリスク者が、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、様々な分野からハイリスク者の早期発見、早期介入できる体制が必要です。



取組6:各種相談・早期発見・早期治療

(生活課題や病気を抱えている人へのアプローチ)【拡充】

1 ころがなくなっている方や生きづらさを抱えている方に対するころの相談支援
2 民間等が実施するいのちの相談事業に対する活動助成(補助)の実施
3 「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」への個別支援対応
4 こども・若者ケアラーへの相談支援
5 精神疾患に関わる支援体制の充実
6 ひきこもり本人・家族に対する早期からの相談支援
7 予期しない妊娠や子育て等に関する SNS 等を活用した相談支援
8 様々な機会での、子育て中の女性へのメンタルヘルスクリーニングの実施
9 地域包括支援センター等との連携による高齢者の相談支援
10 児童虐待への個別支援対応

11 SNS 等を活用したこどものための相談支援
12 不登校等悩みをかかえるこどもへの支援
13 学校ネットパトロールの実施
14 疾病の重症化を防ぎ、早期発見・早期治療するための健診・検診や保健指導
15 各種健診・検診でのストレスチェックの実施(新)
16 多重債務等に関する相談支援
17 SNS 等を活用した生活に困窮する若者の相談支援活動助成の実施
18 生活困窮者に対する相談支援
19 働くことに悩みを抱えている若年者への就労支援相談
20 自立のための就労支援相談
21 困難や不安を抱える女性に対する相談支援
22 マザーズハローワークやあすてっぷコワーキング等と連携した女性への 細やかな就労支援相談

課題:医療・地域・相談機関・行政などの切れ目ない支援

自殺に至る背景には、複雑多様な問題を持っていることが多いため、医療、法律、就労、生活、教育、子育て、介護等の相談機関が連携・協働した切れ目ない支援が重要であり、それぞれの主体が果たすべき役割を共有した上で、各関係機関とのネットワークを作り、協働した取組みが可能となる地域プラットフォームづくりが必要です。



取組7:地域のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のための

プラットフォームづくり【新規】

1 孤独・孤立を生まない包括的な自殺対策にかかる地域プラットフォームの構築(新)
2 生きづらさを抱える人のリアルとリアルによらない居場所づくり(新)
3 学校内外の居場所づくり(こどものサードプレイス)
4 精神科・産婦人科・小児科との医療連携体制の構築(新)
5 身体症状の背景にある心の不調に対する、かかりつけ医等と精神科医療との連携
6 生活困窮者に対する食料支援等の実施
7 高齢者の集いの場(居場所)づくり

課題:地域で支える人たちが一人で抱え込まないための支援

悩みを抱える方だけでなく、悩みを抱える方を支援する家族や知人、ゲートキーパーや関係機関支援者等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携した支援者支援が必要です。



取組8:支援者支援のしくみづくり

(支援者の孤立を防ぐための組織的なフォロー体制)【新規】

- | |
|---|
| 1 支援者の孤立を防ぐためのスーパーバイザーによる相談支援、組織的なフォロー体制構築への取り組み(新) |
| 2 「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」の支援技術の向上 |
| 3 支援者のセルフケアの充実 |

柱4 自殺未遂者や自死遺族への支援の充実(三次予防)

自殺へのハイリスク要因を抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携した課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまでの中長期的な伴走型の支援体制が必要です。

課題:ハイリスク者への適切な支援(自殺未遂者等支援)

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて精神科又は心療内科につなぐなど、継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める必要があります。

また、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実し、自殺未遂者への支援を医療機関から地域関係機関と連携して行うことにより、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する必要があります。



取組9:医療と地域の連携推進/自殺未遂者や家族等への積極的なアプローチ

自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐ【新規】

- | |
|--|
| 1 自殺未遂者に対する支援強化に向けた行政・医療(かかりつけ医も含む)の連携によるフォローアップ体制の構築(新) |
| 2 自殺(未遂)に至る背景要因に対する支援のための多機関連携体制の構築(新) |
| 3 自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐための支援 |
| 4 支援者に対するこどもの繰り返す自傷行為や過量服薬などへの理解と対応力の向上への支援 |

課題:ハイリスク者への適切な支援(適切な事後対応)

自殺対策基本法では、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられています。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行い、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供することが大切です。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する必要があります。



取組 10: 自死遺族のこころのケアと支援 /

学校や職場等での適切な事後対応【新規】

- | | |
|---|--|
| 1 | 自死遺児や自死遺族、身近な人の自死を経験した人への相談支援、
自死遺族等の自助グループ活動助成(補助)の実施や周知 |
| 2 | 自死遺児や自死遺族に生じる様々な課題への支援体制の構築
(適切な事後対応の強化) (新) |
| 3 | 死産・流産を含めた遺族ケア(グリーフケア)への強化(新) |

3 『第3期神戸いのち大切プラン』ロゴの概要

第3期神戸いのち大切プランは、4本柱に10の取組を位置づけていますが、さらに、10の取組の中に細やかな支援項目と多様な事業を整理し落とし込みました。

自殺対策の基本方針(2)にもあるように、精神保健福祉分野のみならず多様な関係施策との有機的な連携を強化し、総合的に取り組む必要があることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の様々な分野において全庁横断的な自殺対策となることを目指し、関係部局の連携のもと、67の支援項目、154の事業を位置付けました。

しかし、多様な項目で構成されているため、文字にしてしまうと非常に複雑となります。そのため、だれにでもわかりやすく、そして興味を抱きやすいような、少しでも身近に自殺対策の取組を感じていただけるようシンプルなロゴを作成しました。

今後、本計画に位置付けた事業実施にあたっては、ロゴを積極的に活用し、発信していきます。



3 各世代に応じた取り組みについて

4つの柱と10の取組に紐づく具体的取組を世代別に分類しました。

(1) こども(児童・生徒)

柱1
自殺や心の健康、うつ病や依存症などについての正しい知識の普及啓発
「自殺におけるハイリスク要因」に関する知識の周知啓発
各種困りごとに応じた相談窓口の周知啓発
全ての世代に応じたネットリテラシーに関する正しい知識の啓発 (新)
こどもの権利条約の啓発 (新)
こどもの SOS の出し方教育の実施
学校等でのメンタルヘルスへの対応や精神疾患に関する授業の実施
性教育やジェンダー教育の実施
依存症に関する知識の普及啓発
柱2
こころのサポーター等メンタルヘルス健康教育の実施 (新)
生涯学習や生きがいづくりの取り組み
低年齢からのいのちとこころの健康づくり授業の実施
身近な大人に対する地域のこどもの SOS に気づき支援するための知識の周知啓発(新)
教育現場での SOS を受け止めるための対応力向上と体制強化への取り組み
地域の子育て力アップのための取り組み
柱3
地域の理解促進のためのゲートキーパー養成
「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」を支える支援者向けのゲートキーパー研修
こころがつかなくなっている方や生きづらさを抱えている方に対するこころの相談支援
民間等が実施するいのちの相談事業に対する活動助成(補助)の実施
「自殺におけるハイリスク要因」を抱える方への個別支援対応
こども・若者ケアラーへの相談支援
ひきこもり本人・家族に対する早期からの相談支援
予期しない妊娠や子育て等に関する SNS 等を活用した相談支援
児童虐待への個別支援対応
SNS 等を活用したこどものための相談支援
不登校等悩みをかかえるこどもへの支援
学校ネットパトロールの実施
働くことに悩みを抱えている若年者への就労支援相談
孤独・孤立を生まない包括的な自殺対策にかかる地域プラットフォームの構築(新)

生きづらさを抱える人のリアルとリアルによらない居場所づくり（新）
学校内外の居場所づくり(こどものサードプレイス)
支援者の孤立を防ぐためのスーパーバイザーによる相談支援、組織的なフォロー体制構築への取り組み(新)
「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」の支援技術の向上
支援者のセルフケアの充実
柱4
自殺未遂者に対する支援強化に向けた行政・医療(かかりつけ医も含む)の連携によるフォローアップ体制の構築(新)
自殺(未遂)に至る背景要因に対する支援のための多機関連携体制の構築（新）
自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐための支援
支援者に対するこどもの繰り返す自傷行為や過量服薬などへの理解と対応力の向上への支援
自死遺児や自死遺族、身近な人の自死を経験した人への相談支援、自死遺族等の自助グループ活動助成(補助)の実施や周知
自死遺児や自死遺族に生じる様々な課題への支援体制の構築(適切な事後対応の強化)（新）

(2)若者(児童・生徒を除く)10代～30代

柱1
自殺や心の健康、うつ病や依存症などについての正しい知識の普及啓発
「自殺におけるハイリスク要因」に関する知識の周知啓発
各種困りごとに応じた相談窓口の周知啓発
全ての世代に応じたネットリテラシーに関する正しい知識の啓発（新）
こどもの権利条約の啓発（新）
こどものSOSの出し方教育の実施
産後ケア事業・子育て支援事業等制度の周知や産後うつ等周産期メンタルヘルスの本人・家族への周知啓発
性教育やジェンダー教育の実施
学校等でのメンタルヘルスへの対応や精神疾患に関する授業の実施
障害・高齢者虐待に至る前の相談窓口と介護負担軽減のための社会資源の周知啓発
依存症に関する知識の普及啓発
公営賭博や遊技業協会等と連携した依存症相談窓口の周知啓発（新）
柱2
こころのサポーター等メンタルヘルス健康教育の実施（新）
生涯学習や生きがいづくりの取り組み
大学生・若者向けのメンタルヘルスセミナー等の実施

働く人も参加しやすいメンタルヘルス研修やセミナーの実施
生活習慣病予防の取り組み(早期発見・早期治療の重要性の啓発や健康寿命延伸のための取り組み等)
身近な大人に対する地域のこどもの SOS に気づき支援するための知識の周知啓発(新)
企業等との連携による従業員に対するメンタルヘルス対策の推進及び自殺予防に関する研修会の実施 (新)
教育現場での SOS を受け止めるための対応力向上と体制強化への取り組み
地域の子育て力アップのための取り組み
様々なハラスメントに対する理解を深めるための周知啓発
柱3
地域の理解促進のためのゲートキーパー養成
「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」を支える支援者向けのゲートキーパー研修
職域におけるゲートキーパーの養成 (新)
こころがつかなくなっている方や生きづらさを抱えている方に対するこころの相談支援
民間等が実施するいのちの相談事業に対する活動助成(補助)の実施
「自殺におけるハイリスク要因」を抱える方への個別支援対応
こども・若者ケアラーへの相談支援
精神疾患に関わる支援体制の充実
ひきこもり本人・家族に対する早期からの相談支援
予期しない妊娠や子育て等に関する SNS 等を活用した相談支援
生活習慣病の重症化を防ぎ、早期発見・早期治療するための健診・検診や保健指導
各種健診・検診でのストレスチェックの実施(新)
困難や不安を抱える女性に対する相談支援
様々な機会での、子育て中の女性へのメンタルヘルススクリーニングの実施
生活困窮者に対する相談支援
SNS 等を活用した生活に困窮する若者の相談支援活動助成の実施
マザーズハローワークやあすてっぷコワーキング等と連携した女性への細やかな就労支援相談
自立のための就労支援等相談
働くことに悩みを抱えている若年者への就労支援相談
孤独・孤立を生まない包括的な自殺対策にかかる地域プラットフォームの構築(新)
生きづらさを抱える人のリアルとリアルによらない居場所づくり (新)
学校内外の居場所づくり(こどものサードプレイス)
精神科・産婦人科・小児科との医療連携体制の構築 (新)
身体症状の背景にある心の不調に対する、かかりつけ医等と精神科医療との連携
生活困窮者に対する食料支援等の実施
支援者の孤立を防ぐためのスーパーバイザーによる相談支援、組織的なフォロー体制構築への取り組み(新)

「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」の支援技術の向上
支援者のセルフケアの充実
柱4
自殺未遂者に対する支援強化に向けた行政・医療(かかりつけ医も含む)の連携によるフォローアップ体制の構築(新)
自殺(未遂)に至る背景要因に対する支援のための多機関連携体制の構築(新)
自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐための支援
支援者に対するこどもの繰り返す自傷行為や過量服薬などへの理解と対応力の向上への支援
自死遺児や自死遺族、身近な人の自死を経験した人への相談支援、自死遺族等の自助グループ活動助成(補助)の実施や周知
死産・流産を含めた遺族ケア(グリーフケア)への強化(新)
自死遺児や自死遺族に生じる様々な課題への支援体制の構築(適切な事後対応の強化)(新)

(3)中壮年者(40代～60代)

柱1
自殺や心の健康、うつ病や依存症などについての正しい知識の普及啓発
「自殺におけるハイリスク要因」に関する知識の周知啓発
各種困りごとに応じた相談窓口の周知啓発
全ての世代に応じたネットリテラシーに関する正しい知識の啓発(新)
産後ケア事業・子育て支援事業等制度の周知や産後うつ等周産期メンタルヘルスの本人・家族への周知啓発
障害・高齢者虐待に至る前の相談窓口と介護負担軽減のための社会資源の周知啓発
公営賭博や遊技業協会等と連携した依存症相談窓口の周知啓発(新)
柱2
こころのサポーター等メンタルヘルス健康教育の実施(新)
生涯学習や生きがいづくりの取り組み
働く人も参加しやすいメンタルヘルス研修やセミナーの実施
生活習慣病予防の取り組み(早期発見・早期治療の重要性の啓発や健康寿命延伸のための取り組み等)
フレイル予防・介護予防の実施
企業等との連携による従業員に対するメンタルヘルス対策の推進及び自殺予防に関する研修会の実施(新)
地域の子育て力アップのための取り組み
様々なハラスメントに対する理解を深めるための周知啓発
地域における高齢者の見守り活動の実施
柱3
地域の理解促進のためのゲートキーパー養成

「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」を支える支援者向けのゲートキーパー研修
職域におけるゲートキーパーの養成（新）
こころがつかなくなっている方や生きづらさを抱えている方に対するこころの相談支援
民間等が実施するいのちの相談事業に対する活動助成(補助)の実施
「自殺におけるハイリスク要因」を抱える方への個別支援対応
精神疾患に関わる支援体制の充実
ひきこもり本人・家族に対する早期からの相談支援
予期しない妊娠や子育て等に関する SNS 等を活用した相談支援
生活習慣病の重症化を 방지、早期発見・早期治療するための健診・検診や保健指導
各種健診・検診でのストレスチェックの実施(新)
困難や不安を抱える女性に対する相談支援
様々な機会での、子育て中の女性へのメンタルヘルスクリーニングの実施
地域包括支援センター等との連携による高齢者の相談支援
多重債務等に関する相談支援
生活困窮者に対する相談支援
マザーズハローワークやあすてつぷコワーキング等と連携した女性への細やかな就労支援相談
自立のための就労支援等相談
孤独・孤立を生まない包括的な自殺対策にかかる地域プラットフォームの構築(新)
生きづらさを抱える人のリアルとリアルによらない居場所づくり（新）
精神科・産婦人科・小児科との医療連携体制の構築（新）
身体症状の背景にある心の不調に対する、かかりつけ医等と精神科医療との連携
生活困窮者に対する食料支援等の実施
高齢者の集いの場(居場所)づくり
支援者の孤立を防ぐためのスーパーバイザーによる相談支援、組織的なフォロー体制構築への取り組み(新)
「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」の支援技術の向上
支援者のセルフケアの充実
柱4
自殺未遂者に対する支援強化に向けた行政・医療(かかりつけ医も含む)の連携によるフォローアップ体制の構築(新)
自殺(未遂)に至る背景要因に対する支援のための多機関連携体制の構築（新）
自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐための支援
自死遺児や自死遺族、身近な人の自死を経験した人への相談支援、自死遺族等の自助グループ活動助成(補助)の実施や周知
死産・流産を含めた遺族ケア(グリーフケア)への強化(新)
自死遺児や自死遺族に生じる様々な課題への支援体制の構築(適切な事後対応の強化)（新）

(4)70代以降

柱1
自殺や心の健康、うつ病や依存症などについての正しい知識の普及啓発
「自殺におけるハイリスク要因」に関する知識の周知啓発
各種困りごとに応じた相談窓口の周知啓発
全ての世代に応じたネットリテラシーに関する正しい知識の啓発（新）
障害・高齢者虐待に至る前の相談窓口と介護負担軽減のための社会資源の周知啓発
公営賭博や遊技業協会等と連携した依存症相談窓口の周知啓発（新）
柱2
こころのサポーター等メンタルヘルス健康教育の実施（新）
生涯学習や生きがいつくりの取り組み
生活習慣病予防の取り組み(早期発見・早期治療の重要性の啓発や健康寿命延伸のための取り組み等)
フレイル予防・介護予防の実施
企業等との連携による従業員に対するメンタルヘルス対策の推進及び自殺予防に関する研修会の実施（新）
様々なハラスメントに対する理解を深めるための周知啓発
地域における高齢者の見守り活動の実施
柱3
地域の理解促進のためのゲートキーパー養成
「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」を支える支援者向けのゲートキーパー研修
職域におけるゲートキーパーの養成（新）
こころがつかなくなっている方や生きづらさを抱えている方に対するこころの相談支援
民間等が実施するいのちの相談事業に対する活動助成(補助)の実施
「自殺におけるハイリスク要因」を抱える方への個別支援対応
精神疾患に関わる支援体制の充実
生活習慣病の重症化を 방지、早期発見・早期治療するための健診・検診や保健指導
各種健診・検診でのストレスチェックの実施(新)
地域包括支援センター等との連携による高齢者の相談支援
多重債務等に関する相談支援
生活困窮者に対する相談支援
孤独・孤立を生まない包括的な自殺対策にかかる地域プラットフォームの構築(新)
身体症状の背景にある心の不調に対する、かかりつけ医等と精神科医療との連携
生活困窮者に対する食料支援等の実施
高齢者の集いの場(居場所)づくり
支援者の孤立を防ぐためのスーパーバイザーによる相談支援、組織的なフォロー体制構築への取り組み(新)

「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」の支援技術の向上
支援者のセルフケアの充実
柱4
自殺未遂者に対する支援強化に向けた行政・医療(かかりつけ医も含む)の連携によるフォローアップ体制の構築(新)
自殺(未遂)に至る背景要因に対する支援のための多機関連携体制の構築(新)
自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐための支援
自死遺児や自死遺族、身近な人の自死を経験した人への相談支援、自死遺族等の自助グループ活動助成(補助)の実施や周知
死産・流産を含めた遺族ケア(グリーフケア)への強化(新)
自死遺児や自死遺族に生じる様々な課題への支援体制の構築(適切な事後対応の強化)(新)

參考資料



「第3期神戸いのち大切プラン」に紐づく庁内取組一覧

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な観点だけでなく、社会・経済・教育等幅広い視点を含む包括的な取組が重要になります。

本市では、保健・医療・福祉・教育・労働その他さまざまな施策所管課が「自殺対策の一翼を担っている」という認識をもって支援にあたるとともに、それぞれが連携していけるよう取組を進めていきます。

《補足》

④・・・本計画における『重点取組対象者』に該当する施策に記載しております。

①・・・本計画における『自殺に至るハイリスク要因』に該当する施策に記載しております。

(※)重点取組対象者(女性)の選定については、本計画の方針として、妊娠・出産等女性への支援施策に限定したものとしています。

【柱1】自殺に関する正しい理解の促進

取組1 正しい知識と支援情報の周知

1 自殺や心の健康、うつ病や依存症などについての正しい知識の普及啓発

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
神戸自殺総合対策 フォーラム	自殺対策強化月間に一般市民向けに、神戸市医師会・兵庫県弁護士会・兵庫司法書士会と共催にて実施している。フォーラムをとおして、自殺問題・メンタルヘルスについて関心を持ち、自殺に関する正しい知識と理解を深めてもらうための情報を発信し、自殺予防につなげることを目的としている。	—
若年層に向けた啓発物の 作成及び配布	若年者向けに考案したこころの健康づくりキャラクター「どんまい」のイラストを活用し、相談窓口案内シール、クリアファイル、マイクロファイバークロスを配付。また、本市が運用しているストレスチェックツール「ストレスマウンテン」の案内カードを作成、配付している。さらに、市内の市立中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校の全生徒に対し、ポケットカード「窓」を配布し、SOSの出し方やしんどくなっている人に対してしてはいけない対応、相談先の啓発を実施している。	④こども・若者 ①いじめ ①不登校
全世代にむけた 啓発物の配布	悩みに対する相談先や、悩んでいる人への適切な対応方法を周知するため、全世代に向けてポケットカレンダーやマイクロファイバークロス等の配布を行っている。また、本市が運用しているストレスチェックツール「ストレスマウンテン」の案内カードを作成、配付している。	—
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発の強化	自殺予防週間(9/10～16)・自殺対策強化月間(3月)に、相談窓口やストレスマウンテン等について啓発を重点的に実施している。(市区庁舎、公共機関、関係機関等へのポスター掲示、花時計ギャラリー掲示、YouTube・デジタルサイネージでの配信・放映、市立図書館での特設コーナーの設置 等)	—

メンタルヘルス 関連動画による啓発	YouTubeにて限定配信しているメンタルヘルス啓発動画を、精神保健福祉センターホームページからアクセスできるようにしている。	④子ども・若者
ストレスマウンテン	過去6か月間に経験したライフイベントをチェックすることでストレス度を可視化し、対象者のストレスに応じた健康対策を提供するためのストレスチェックツールWEBサイト「ストレスマウンテン」を2013(平成25)年に開設し、継続して運用している。	—
2 「自殺におけるハイリスク要因」に関する知識の周知啓発		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
犯罪被害者週間講演会	犯罪被害者遺族の生の声を聞き伝え、その思いを広く知ってもらい、犯罪被害者支援にかかる社会意識の形成を図るため、毎年犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)に合わせて開催している。	—
障がい理解の 促進・啓発の取り組み	障害者週間やふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動、各区の自立支援協議会が開催する講演会やイベントなどを通じて、障がいや障がいのある人についてより理解を深められるようパネル展示や、チラシなどの配布を行い啓発を行っている。その他、「障がいへの理解」というテーマで出前トークを実施したり、公共交通機関や医療機関において障がい啓発ポスターを制作している。	⑧難病や障害のある方
薬物乱用防止対策	関係機関と協力して啓発活動及び学校における薬物乱用防止講習会を実施するとともに、各保健センターに薬物等乱用相談窓口を設置して薬物乱用防止対策を推進。	—
DV対策(啓発)	毎年11月をパープルリボンキャンペーン月間都市、DV防止啓発運動を行っている。 区役所・医療機関等にDV防止啓発リーフレットを配布し、相談窓口を周知している。	④女性 ⑧DV被害者
3 各種困りごとに応じた相談窓口の周知啓発		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
関係機関が発行した 多重債務に関する 相談窓口の啓発	財務省・近畿財務局が発行した相談窓口案内チラシを消費者教育センターに配架し来場者へ啓発している。また、消費生活相談室にも関係機関が発行した多重債務に関する相談窓口案内チラシやリーフレットを配架し、相談のために来場した消費者へ向けて啓発している。	⑧生活困窮者・多重債務
ICTを活用した 相談先等の啓発	若者の利用頻度が高いSNSを利用して精神保健福祉センター運営の相談窓口へ誘導する広告を掲載している。(期間限定掲載のものも有り)加えて街中のデジタルサイネージを活用した啓発にも取り組んでいる。また、YouTubeにて限定配信している電話相談案内動画も、精神保健福祉センターホームページからアクセスできるようにしている。	④子ども・若者
くらし支援窓口に関する 広報	くらし支援窓口のチラシを、関係部局、民生委員・児童委員協議会、市営住宅管理センター、包括連携協定企業などに配布。 また、広報用カードと多言語版チラシも作成しており、更に広報周知を進める。	⑧生活困窮者・多重債務

生活に困窮する若者の相談支援に取り組む NPO 法人等に対する補助事業に関する広報	神戸市内の大学へ、取り組みに関するポスターやチラシを配布し、広報を依頼。	⑧生活困窮者・多重債務
がん相談支援センター	市内のがん診療連携拠点病院が実施している『がん相談支援センター』について、市 HP やがんガイドの作成等により啓発を実施。 (※がん相談支援センターは、がん患者や家族等からの、治療や療養上の注意等さまざまな相談に対応)	-
若年層に対する普及啓発	大学連携を活用した長期休業前後の相談窓口の情報発信、若者に関連するセミナー等の啓発を実施している。	④こども・若者
子育て情報の発信	リニューアルした子育て応援サイトにおいて、子育てに関する悩みごとや困りごとに応じて相談先を掲載したり、産後ケアなどの支援策を利用者の声も交えて紹介するなど、子育てに関する切れ目のない支援を情報発信。	⑧子育て ⑧妊娠・出産
おやこに寄り添う「こならチャット KOBE」	子育て世帯に対し、LINE を活用して行政サービス等の情報をプッシュ型で配信し、配信した情報への質問等にわかりやすく答えることで、悩みや課題に応じた支援制度等をきちんと利用できるようなるとともに、必要に応じて地域や行政等の支援機関につなげる。	⑧子育て
惨事ストレス等に関する相談窓口	消防局掲示板を通じて、広く周知している。	-
4 全ての世代に応じたネットリテラシーに関する正しい知識の啓発		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
子どもの適切なネット等活用促進事業「賢いネットキャンプ」	スマホやネットの依存傾向が増加している市内小中学生を対象に、日常生活でのネットやスマホの利用を振り返り、自然や仲間とふれあいながらネットやスマホとの上手な付き合い方を考えてもらうことを目的として、イベント・啓発活動を実施し、スマホやネット利用に関する問題意識などを広く周知・啓発する。	④こども・若者
情報モラル学習	教員が実際に指導にあたる際の指導案を対象学年や目標別にまとめた「情報モラル指導の手引き」に基づき、各校において実情等に応じたカリキュラムを編成し指導に取り組むほか、小学校中学年では、出前授業「インターネット安全教室」を全校実施(2 カ年実施)している	④こども・若者 ⑧いじめ
5 こどもの権利条約の啓発【NEW】		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因

取組2 対象別(世代別)に応じた普及啓発

1 こどもの SOS の出し方教育の実施

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
自殺予防教育 「いのちとこころの学 習」公開モデル授業	本市では、平成 30 年度からのモデル事業として、「いのちとこころの学習」の取組を、教育委員会事務局と健康局との共催で進めている。令和5年度も、中学校を対象とした「いのちとこころの学習」公開モデル授業を実施。職員への(授業理解・合意形成)研修を実施したのち、授業を行う(現在は講師に SC を派遣、2 時間)。本年度は6校実施(自校開催は8校)。事前アンケートによる各校生徒の状況把握をもとに、当日は授業用スライドを用いながらグループワークやロールプレイを通して、「SOS の出し方に関する教育」への理解を深める。その後、事後アンケートを実施。開催年度以降は自校での開催及び継続実施を目指している。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧不登校 ⑧いじめ

2 産後ケア事業・子育て支援事業等制度の周知や産後うつ等周産期メンタルヘルスの本人・家族への周知啓発

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
マタニティブルーや 産後うつに関する リーフレットを配付	新生児訪問時にマタニティブルーや産後うつに関するリーフレットを配付。	<ul style="list-style-type: none"> ④女性 ⑧子育て

3 性教育やジェンダー教育の実施

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
神戸市 思春期デリバリー授業	市内中学生を対象に、健康や性行動について正しい知識を身につけるとともに健全な自尊心、自分を大切にすることを目的とし、助産師による健康教育(デリバリー授業)を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧妊娠・出産

4 学校等でのメンタルヘルスへの対応や精神疾患に関する授業の実施

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
児童生徒の 心のケア動画の配信	令和3年度に実施した「神戸市 心のケアアンケート」の結果を受けて、神戸市スクールカウンセラーから選出されたカウンセラーにより「心のケアのための動画」を作成し、教育委員会ホームページに掲載している。多くの学校で、その動画を使うなどして、スクールカウンセラーが自ら授業を行う教育プログラムを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧不登校 ⑧いじめ

5 障害・高齢者虐待に至る前の相談窓口と介護負担軽減のための社会資源の周知啓発

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
精神障害者の 家族向けセミナー	精神障害者の家族を対象として、家族のメンタルヘルスを保つことを基本にしながら、講義を通して精神疾患や精神障害に関する基礎知識および、地域生活を送るために役立つ知識を学ぶ機会として開催。また、家族同士の交流も図ることができるよう企画をしている。	-

高齢者虐待防止に係る 相談通報先の周知	高齢者虐待に関する相談・通報先について、神戸市 HP に掲載し広く周知している。	Ⓐ 高齢者虐待
6 依存症に関する知識の普及啓発		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
依存症に関する学習会	兵庫県精神保健福祉センターとの共催で、ギャンブル等依存症者の家族・当事者を対象に学習会を開催している。学習会では病気への理解を深め、治療の実際や家族の対応について学んだり、回復プログラムを紹介し、当事者・家族のグループワークで同じ立場の人が相互に交流できる機会となることを目的としている。	Ⓐ 精神疾患
アルコール問題関連 啓発事業	「アルコール関連問題啓発事業」を委託事業として実施し、支援者や一般市民向けのセミナーや、アルコール依存問題に取り組む家族や関係者への 定例勉強会、普及啓発等を開催している。	Ⓐ 精神疾患
依存症に関する シンポジウムや研修会 等の実施	依存症専門医療機関および依存症治療拠点機関において、市民や医療機関職員等を対象に、依存症についてのシンポジウムや研修会を開催している	Ⓐ 精神疾患
7 公営賭博や遊技業協会等と連携した依存症相談先や医療機関の情報提供 [NEW]		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—

【柱2】こころの健康づくりの推進

取組3 ストレスの気づきや適切な対応によるこころの健康づくりの推進		
1 こころのサポーター等メンタルヘルス健康教育の実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
精神保健福祉 ボランティア講座	<p>市民啓発の一環として精神保健福祉に関する理解を深めるとともに、精神保健福祉ボランティアとして活動できる人材の育成を目指し、市民福祉大学(神戸市社会福祉協議会)と共催で開催。4回1コースとして設定し、精神疾患・精神障害や社会資源に関する講話だけでなく、当事者の体験談、家族からの話を取り入れ、精神障害者への理解が得られるよう企画をしている。R5 年度は「実習あり」のコースを設け、受講期間中に市内精神障害者関連施設(地域活動支援センター)において1日当事者とのふれあいの場をもつ機会を再開した。</p> <p>対象者:市内在住・在勤・在学中で精神保健に関するボランティア活動に関心のある方</p>	⑧精神疾患
2 生涯学習や生きがいづくりの取り組み		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
こどものキャリア教育	<p>(小学校)近年、生徒指導とキャリア教育との関連性について重視されており(文部科学省生徒指導提要 R4.12)、特別活動を要しつつ学校教育活動全般において自己を肯定的に捉えらるよう、児童のキャリア発達の状態に基づき、基礎的・汎用的能力の育成を通じて、キャリア発達について支援を行っている。また、キャリアプランニング能力の向上を通じて、自身の現状を客観視する力やタスクのバランスを取れるようにしている。</p> <p>(中学校)学級活動や学校行事等の「特別活動」は、自主的・実践的な集団活動を通して、人間関係をよりよく形成するとともに、一人一人のキャリア形成と自己実現を図ろうとする態度を養うことを目標に、各学校において教育課程が編成されている。そのなかでも、市内の全ての中学2年生で実施する「トライやる・ウィーク」では、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけたりすることができるよう支援している。</p> <p>(高等学校)学びを社会で活かす就業体験(インターンシップや高校生ホテル等)や KOBE AL ネットワーク事業における学校間での探究活動の成果の共有といった活動を通し、規範意識、他者との協調性、個性や立場を理解することを推進している。自己理解や他者理解等の心の育成を図り、自己肯定感を高め他共に尊重する姿勢を醸成している。</p>	⑨こども・若者
3 低年齢からのいのちとこころの健康づくり授業の実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因

<p>神戸市発「生きる力」を育む防災教育</p>	<p>阪神・淡路大震災発生後の平成7年3月、「神戸の教育再生緊急提言会議」を開催し、「震災を負の遺産として子供に残すのではなく、これを乗り越えて、未来に力強く生きていく子供の育成に努めなければならない」ことをはじめとする緊急提言をまとめた。その提言等を踏まえ、本市の学校園全体で、「生きる力」を育むことを大切に「新たな神戸の防災教育」の充実に、継続的に取り組んできた。現在においても「震災体験から学んだ教訓を生かす」「防災・減災」「思いの共有化」の3つの視点を大切に、震災の風化を防ぐとともに、震災で得た教訓を継承しながら防災教育を推進している。</p>	<p>Ⓒこども・若者</p>
<p>4 大学生・若者向けのメンタルヘルスセミナーの実施</p>		
<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>重点取組対象者 ハイリスク要因</p>
<p>睡眠対策セミナー</p>	<p>あらゆる世代が参加しやすい日程・場所で、自殺の最大の危険因子である「うつ病・うつ状態」の要因となる睡眠障害に焦点をあてた講演会を、令和5年度は寝具メーカー「テンピュール・シーリー・ジャパン有限公司」と共催にて開催している。(再掲)</p>	<p>—</p>
<p>5 働く人も参加しやすいメンタルヘルス研修やセミナーの実施</p>		
<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>重点取組対象者 ハイリスク要因</p>
<p>睡眠対策セミナー</p>	<p>あらゆる世代が参加しやすい日程・場所で、自殺の最大の危険因子である「うつ病・うつ状態」の要因となる睡眠障害に焦点をあてた講演会を、令和5年度は寝具メーカー「テンピュール・シーリー・ジャパン有限公司」と共催にて開催している。(再掲)</p>	<p>—</p>
<p>自己尊重セミナー ～自分を大切にするヒントを見つけよう～</p>	<p>自己尊重とはありのままの自分を認め、大切に思う気持ちです。「自分に自信が持てない」「周りの評価が気になる」「他人の気持ちばかりを優先してしまう」そのような経験のある方、自分を大切にするヒントをみつけるセミナー。</p>	<p>—</p>
<p>うつ予防セミナー</p>	<p>市民向けに開催しているセミナーであり、2回の講義で1つの講座としている。うつ病を正しく知るとともに、自分のものごとの受け取り方や考え方を見直すことでストレスを軽減し、うつ病を予防することを目的としている。</p>	<p>Ⓐ精神疾患</p>
<p>働く人のための ストレス対策セミナー</p>	<p>働く世代が参加しやすい日程・場所で、メンタル不調の社会の現状を踏まえたストレスへの気づきと付き合い方を学んでもらうことで、自身のストレス対策の一助とすることを目的としている。</p>	<p>Ⓒ中壮年者</p>
<p>6 生活習慣病予防の取り組み(早期発見・早期治療の重要性の啓発や健康寿命延伸のための取り組み等)</p>		
<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>重点取組対象者 ハイリスク要因</p>
<p>健康づくり教室</p>	<p>地域で集う市民の団体等からの依頼を受け、健康づくりのための講師を派遣する事業を実施。講師の職種は、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等があり、幅広い健康に関する内容に対応。</p>	<p>—</p>

7 フレイル予防・介護予防の実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
フレイル予防支援事業	フレイルチェックやフレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスを行い、フレイルに気づき、生活習慣を見直すきっかけとなるイベントを開催する。	Ⓐひきこもり Ⓐ精神疾患
つどいの場 立ち上げ支援	地域住民等によって自主的に運営される「つどいの場」の経費の一部を助成し、高齢者の介護予防と地域での支え合い体制づくりを進める。	Ⓐひきこもり Ⓐ精神疾患

取組4 市全体で取り組むこころの健康を支援する環境づくり(職域・学校・地域)		
1 身近な大人に対する地域のこどもの SOS に気づき支援するための知識の周知啓発【NEW】		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—
2 企業等との連携による従業員に対するメンタルヘルス対策の推進及び自殺予防に関する研修会の実施【NEW】		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—
3 教育現場での SOS を受け止めるための対応力向上と体制強化への取り組み		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
児童生徒、保護者等への相談体制の充実	心理の専門家であるスクールカウンセラーを全小・中・高・支援・義務教育学校において、月4日配置している。児童生徒、保護者・教職員に対する個別の相談はもとより授業を中心とした学校生活での見立てや研修・教育プログラムを実施する等、心のケアに努めている。	Ⓓこども・若者 Ⓐ不登校 Ⓐいじめ
いじめアンケートの実施	各校で独自に実施していた生活アンケートでは、いじめの実態が把握できていないとの提言を受け、本市では、児童生徒へのいじめの早期発見・早期対応に加え、いじめ未然防止への啓発や意識の醸成を目的とし、神戸市いじめ問題審議委員会の各分野の専門家と学校現場の教職員が中心となり、神戸市統一のいじめアンケートを作成し、令和2年度から実施している。アンケートの形式や設問については、市内の抽出校や他の政令指定都市を参考にしながら、児童生徒が答えやすく、いじめの実態が反映されやすいものとなるよう精査しており、少なくとも年間3回、各学期に1回実施している。	Ⓓこども・若者 Ⓐいじめ
4 地域の子育て力アップのための取り組み		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因

母子健康づくりグループ支援事業	乳幼児を持つ保護者を対象に、育児の悩みや不安を解消したり、お母さんたちが友達をつくる場として、児童館など地域の身近なところで親子遊びや子育て情報の提供・交換などを行っている。また、保健師・管理栄養士など専門職による相談を行っているところもある。	④女性 ⑧子育て
産後ケア事業	産院を退院後の宿泊・通所サービスで、産後のお母さんが心身を休めていただきながら、授乳や沐浴などの育児技術を身につけていただけるよう、助産師などの専門家がサポートする。	④女性 ⑧子育て
新生児訪問指導事業	生後 4 か月を迎えるまでの赤ちゃんを対象に、すべてのご家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認や、お母さんの産後の体調や育児の相談に応じる。また、子育てに関する情報提供も行っている。(費用無料)	④女性 ⑧子育て
地域子育て支援事業	子育てに関する悩みを抱える親子に対して、神戸市の保育士が相談を受け付ける。親子が心身共に安定して過ごせるように、関係機関と連携しながら状況に合わせた個別的・継続的な支援を実施。	④女性 ⑧子育て
5 様々なハラスメントに対する理解を深めるための周知啓発		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
各種ハラスメント防止に向けた企業への啓発	職場における各種ハラスメントを防ぐため、神戸市男女共同参画センター(あすてっぴ KOBE)ホームページで厚生労働省や兵庫労働局の情報発信、啓発を実施。	④女性 ⑧ハラスメント
6 地域における高齢者の見守り活動の実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
協力事業者による高齢者見守り事業	通常の業務において、高齢者の異変を発見することが可能で、本事業に賛同いただける事業者と協定を締結し、「協力事業者」として登録する。協力事業者が、通常業務において高齢者の異変に気づいた場合に、あんしんすこやかセンターに連絡をしていただくことで、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域での見守りにつなげている。	—
友愛訪問活動	民生委員・児童委員と地域住民により結成された友愛訪問ボランティアが協力し、ひとりぐらし高齢者等を対象に、概ね週1回程度、安否確認や話し相手、相談などを行うボランティア活動。(区社会福祉協議会が実施する当事業に神戸市から補助を行っている。)	—
高齢者見守り調査	高齢化の進展により、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域見守り活動を行う民生委員の負担が増大している。民生委員の負担を軽減し、効率的な地域見守りを行えるよう、平成 21 年度より対象者に見守りの希望の有無を確認する事前調査を実施している。	—

【柱3】気づく・関わる・つなぐ・寄り添う・見守る

取組5 あなたもわたしもゲートキーパー		
1 地域の理解促進のためのゲートキーパー養成		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
ゲートキーパー養成研修(市民向け)	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」を養成するため、一般市民向けに研修を実施している。	—
サポート手帳の活用	身近に悩んでいる人を支援するために必要なかわりであるゲートキーパーの対応や相談先をまとめた「サポート手帳」を HP へ掲載し、理解促進のための普及啓発を実施している。	—
ゲートキーパーに関する普及啓発	ゲートキーパーについての普及啓発として、YouTube にて限定配信しているワンポイントアドバイス動画「いのちを救うためにわたしにできること(ゲートキーパーの役割)」を、精神保健福祉センターホームページからアクセスできるようにしている。またリーフレットについても配布している。	—
2 「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」を支える支援者向けのゲートキーパー研修		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
ゲートキーパー養成研修(支援者向け)	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」を養成するため、支援者向けに研修を実施している。	—
3 職域におけるゲートキーパーの養成【NEW】		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—

取組6 各種相談・早期発見・早期治療(生活課題や病気を抱えている人へのアプローチ)		
1 ころがたつらくなっている方や生きづらさを抱えている方に対するころの相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
こうべオレンジダイヤルの設置	認知症の総合電話相談窓口として、相談内容に応じて、市内の介護情報の提供や適切な機関の紹介を行い、また、あんしんすこやかセンターや認知症疾患医療センターなどの関係機関へ繋いでいる。必要に応じて初期集中支援チームと連携して対応を行っている。	①介護
神戸市ころといのちの電話相談	社会福祉士などの専門員が、広く市民からの精神疾患、不安、悩み等のころの健康に関する相談を受け、解決につながる支援機関の情報提供やつなぎを行っている。2022(令和4)年4月からは委託事業として実施している。	—

くらしとこころの総合相談会	新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が生じている状況を踏まえ、失業や廃業に追い込まれた人が多く集まるハローワークを会場として、弁護士がくらしの相談、保健師等がこころの相談に応じ、情報提供や必要な支援につなげる総合相談窓口を設置している。	Ⓐ生活困窮・多重債務 Ⓐ精神疾患
精神保健福祉センターでの精神保健福祉相談窓口	精神保健福祉センター職員による精神保健福祉相談を電話、面接、文書により実施している。また必要に応じて医師相談等を案内している。	Ⓐ精神疾患
思春期専門相談	思春期特有の精神疾患、不登校、ひきこもりなどに関する思春期をめぐる精神保健の問題について、主に家族を対象として相談員(随時)、精神科医(予約制)が相談に応じている。	Ⓒ子ども・若者 Ⓐ不登校 Ⓐひきこもり
ひょうご・こうべ依存症対策センターでの依存症専門相談	依存症者及びその家族等に対する包括的な支援を行うため、兵庫県精神保健福祉センター内に兵庫県・神戸市共同で「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を開設(2018(平成30)年1月～)し、依存症に対する専門相談等を実施している。	Ⓐ精神疾患
エイズ対策事業	HIV 感染の不安を抱えている方やハイリスクの方に対して、無料匿名検査(毎週水曜夜間と月2回の指定土曜)と保健所保健課、区保健福祉課における無料匿名の相談を受け付けている。	—
こうべっ子悩み相談	悩みごと、心配ごと、困っていることなど、家族や先生に相談しにくいことを相談できる「こうべっ子悩み相談」を設置し、24時間無料で相談できる体制をとっている。また、LINE や WEB を通して相談できる「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」窓口もある。いつでも相談できるように①学校のHPに掲載、②児童生徒の目につきやすいところに掲示、③児童生徒の学習用パソコンを活用し、添付データを配布 等を通して、周知している。	Ⓒ子ども・若者 Ⓐいじめ
心の健康相談(神戸市医師会と共催)	教職員の心の相談…教職員を対象とした、人間関係の悩みや自分自身の心の健康問題などについて、専門医・精神科医師へ相談できる窓口	—
2 民間等が実施するいのちの相談事業に対する活動助成(補助)の実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
電話相談事業への助成	自殺防止のための電話相談事業実施団体に対して、市民の不安や困りごとの相談ができる体制を整えるため、申請のあった団体に対してその活動事業費の一部を助成している。	—
3 「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」への個別支援対応		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
犯罪被害者の日常生活の支援	「神戸市犯罪被害者等生活資金交付要綱」に基づき、犯罪被害にあわれた方に対する支援金の支給や日常生活等に関する支援助成をしている。	Ⓐ性被害 Ⓐ犯罪被害・加害者家族
弁護士による人権法律相談	差別等で困っている市民に兵庫県弁護士会所属弁護士が問題点の整理や解決の方策等について、相談に応じる。	Ⓐハラスメント

神戸市 LGBTQ 電話相談	性的指向、性自認、性表現、セクシュアルハラスメントなど性的マイノリティに関する悩み全般について専門相談員が対応する。	㊦LGBTQ
権利擁護相談事業	専門相談員による権利侵害や財産管理に関する不安や困りごとについての相談対応や、市内の社会復帰施設や精神病院の入所・通所者を対象に、日常生活の悩みの相談対応等を行っている。(神戸市は市社会福祉協議会へ当事業の運営を委託している。)	—
成年後見支援センターの運営事業	成年後見制度に関する相談や利用支援を行うとともに、成年後見人候補者(市民後見人)の養成を実施している。(神戸市は市社会福祉協議会へ当事業の運営を委託している。)	—
日常生活自立相談支援事業	①福祉サービスの利用に関する情報提供、②生活に必要な預貯金の払出・預金及び日常の金銭管理、③預貯金通帳や有価証券等の重要な財産の貸金庫での預り等を行っている。(市社会福祉協議会が実施する当事業に神戸市から補助を行っている。)	—
長期入院患者退院支援事業	神戸市内7区の福祉事務所に退院支援員を配置し、入院6か月を超える長期入院患者のうち、特に退院支援を必要とするとして選定された対象者に対し、対象者への助言・指導や関係機関との連絡調整等、退院に向けた支援を行っている。	㊦慢性疾患等の重篤患者 ㊦精神疾患
神戸市障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置	障がいのある方及びその家族、関係者等からの相談に対し、相談を聞くだけではなく、必要に応じて、相手方への状況確認や現場の状況確認を行い、提供可能な代替案がないかなど、建設的な対話が行われるよう促している。また、相談内容によっては、適切な機関をつなぐなど、はしわたしとしての役割を果たしている。	㊦難病や障害のある方
発達障害者相談窓口	15歳以上の発達障害者と家族、障害者雇用に取り組む企業の方などが身近な場所で相談・支援が受けられるよう、市内4箇所に相談窓口を設置し、電話相談、面接相談を実施。	—
相談窓口(思春期・青年期発達支援事業「あっとらんど」)	概ね13歳～18歳の発達障害者とその保護者を対象に、臨床心理士が自立に向けたアドバイスをする「あっとらんど」と、作業療法士が個別に具体的な目標に向かって活動を提供する「Be・ユース」を実施。 あっとらんど開催日:第2・4火曜日、第2・4土曜日 Be・ユース開催日:第2・4土曜日	—
難病医療費助成	平成30年度から特定医療費(指定難病)支給事務について、兵庫県より権限移譲を受け、国指定の341疾病に対する医療費助成を実施。	㊦難病や障害のある方
難病対策事業(在宅生活の支援)	難病患者や家族への電話相談、面接相談、訪問相談等総合的な支援を実施。	㊦難病や障害のある方
難病患者団体への助成事業	NPO法人神戸市難病団体連絡協議会と連携し、保健福祉相談、難病医療相談会、講演会、難病患者・家族交流支援等を実施。	㊦難病や障害のある方
難病相談支援センターへの委託事業	神戸大学医学部附属病院内に神戸市難病相談支援センターを開設し、難病患者や家族に対する各種支援を実施。	㊦難病や障害のある方
4 こども・若者ケアラーへの相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者

		ハイリスク要因
市民・支援者向け啓発	出前トークなどにより市民への普及・啓発をおこなうとともに、学校、福祉（介護・障害・児童）の関係者に対し、研修や事例検討を通して、こども・若者 ケアラーへの理解の促進を図っている。	④こども・若者 ⑧こども・若者ケアラー
交流・情報交換の場「ふうのひろば」	こども・若者ケアラーの居場所づくり、当事者同士の交流等を目的に、毎月第2土曜日の午後で開催している。ケアなどのため会場参加が難しい場合は、オンラインでの参加も可。神戸市在住または在勤・在学の概ね16歳から30歳までの当事者・元当事者が対象で、参加費は無料。	④こども・若者 ⑧こども・若者ケアラー ⑧精神疾患
こども・若者（ヤングケアラー）相談窓口の設置	当事者、家族、関係機関などから、こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）に関する相談を受け（電話・メール・来所）、支援をおこなっている。	④こども・若者 ⑧こども・若者ケアラー
こども・若者（ヤングケアラー）世帯への配食支援事業	日常的に食事の用意や後片付け等の家事を担うこども・若者ケアラーに対し、配食事業者と連携して食事の提供を行うとともに、ケアの必要な家族への福祉サービスの導入につなげている。1回/週 家族の人数分の冷凍食を配達。最大12回で利用料は無料。（県事業）	④こども・若者 ⑧こども・若者ケアラー
こどもケアラー世帯への訪問支援事業	18歳未満のこどもケアラーの負担軽減のため、介護や障害などの福祉サービスが利用できるまでの間、家事や育児などの訪問支援（ヘルパー派遣）を実施している。1回につき上限2時間、派遣回数は12回が上限で利用料金は無料。	④こども・若者 ⑧こども・若者ケアラー ⑧児童虐待被害者
5 精神疾患に関わる支援体制の充実		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
精神科救急医療体制の運営	土曜日・日曜日・祝日の昼間および毎夜間において、警察や消防、家族、本人からの電話による精神科救急についての相談・依頼等を受信し、早期に適切な医療に結びつけるため、精神科救急医療体制を兵庫県との協調事業として運営している。	⑧精神疾患
精神障害者継続支援事業	措置入院者等の重篤な精神障害者が、必要な医療や支援がとぎれることなく、地域での安定した生活を確保することを目的として、継続支援体制を構築し、「神戸市精神障害者継続支援チームマニュアル」に基づき、各区に「継続支援チーム」を設置し、支援している。（措置入院者だけでなく、市長同意での医療保護入院者やその他継続支援が必要であると認める者についても支援対象としている。）	⑧精神疾患
依存症専門相談	アルコール、薬物、ギャンブル、ネット・ゲーム等の依存症の問題について相談員が随時相談に応じている。また、令和3年度まで実施していた「アルコール・薬物関連医療相談」の対象を拡充し、令和4年度より「依存症専門医師相談」を開催。主に家族・支援者を対象として精神科医が予約制で相談に応じている。	⑧精神疾患

心身喪失者等医療観察法に基づく社会復帰支援	重大な他害行為を行った心神喪失者等に対して継続的かつ適切な医療や地域ケアを確保して、その社会復帰を促進することを目的に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)が 2005(平成 17)年に施行された。 精神保健福祉センターでは、保護観察所および医療機関が定例的に実施するケア会議に出席し、関係機関、各区保健福祉課が主体的に地域処遇に関わることができるよう技術支援をしている。	㊦精神疾患
各区での精神保健福祉相談対応	各区保健福祉課にて、こころの悩みごとについての相談・治療から地域生活支援までを当事者や家族から受け付けている。また必要に応じて訪問や精神科嘱託医による相談も実施している。	㊦精神疾患
精神障害者保健福祉手帳新規申請者面接事業	精神障害者保健福祉手帳新規申請者を対象とした保健師による面接事業を実施している。精神障害者の抱える問題に早期に気づき、重症化予防や生活支援のために必要な医療・サービス等につなげ、安心して地域で暮らすことができることを目的としている。当事業は各区窓口にて手帳の新規申請受理時に行われ、面接において継続的な支援が必要と判断された場合は、精神保健福祉相談員等に引き継ぐ。	㊦精神疾患
6 ひきこもり本人・家族に対する早期からの相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
ひきこもり相談窓口	ひきこもり状態にある本人や家族を対象に、電話や来所、メール等で個別相談を実施。	㊦ひきこもり ㊦不登校
(区役所)ひきこもり相談会	ひきこもり状態にある本人や家族が来所相談しやすいように、より身近な場所である区役所での相談会を各区概ね月 2 回程度実施。	㊦ひきこもり ㊦不登校
ひきこもり家族向け研修会	ひきこもり状態にある人の家族を対象に、ひきこもりに対する理解を深めてもらうための研修会を開催。	㊦ひきこもり ㊦不登校
7 予期しない妊娠や子育て等に関する SNS 等を活用した相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
予期せぬ妊娠 SOS 相談事業	予期せぬ妊娠により戸惑っている方の相談に応じ、必要な情報を提供し支援機関につないでいくことで、妊婦の孤立化や悩みの深刻化を防ぎ、児童虐待の未然防止を図る。	㊦女性 ㊦妊娠・出産
親子のための相談 LINE	子育てや親子関係に悩んだときに、子ども(18 歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口として、全国の自治体で実施している。兵庫県では、児童相談所を設置している神戸市と兵庫県・明石市が受付時間や相談体制を統一し、連携しながら一体的に実施している。	㊦子ども・若者 ㊦子育て
8 児童虐待への個別支援対応		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
子ども家庭支援室	各区役所、北須磨支所保健福祉課に設置されており、子育てに悩みや不安をもつ方々への相談を保健師等の専門職が応じている。(子どもに関する地域の方からの相談も含む)	㊦子育て

9 SNS等を活用したこどものための相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
こうべっ子悩み相談 いじめ・体罰・こども 安全ホットライン	いじめ・不登校・教職員との関係等、学校に相談しにくい場合を想定し、フリーダイヤルでの窓口を設けている。平日の昼間は教育相談指導室、平日夜間と休日・祝日は外部委託業者が相談業務を担っている。緊急性の高い相談の場合、事務局と連携できるようになっている。相談窓口を周知するカードを児童に配布したり、全国的に長期休暇明けに自殺が集中していることを受け、4月・7月・12月・3月の長期休暇前に、「すぐー」で保護者に発出。児童・生徒に向けて4月・7月・12月・3月の長期休暇前に、学校を通じて子供たちにも、ちらしを紹介している。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧不登校 ⑧いじめ
ひょうごっ子 SNS 悩み相談	兵庫県教育委員会が実施している、兵庫県内の児童生徒のための「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」窓口を、学校を通して児童生徒へ周知している。児童生徒は17時から21時の時間帯において、SNSを使って相談することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧不登校 ⑧いじめ
10 不登校等悩みをかかえるこどもへの支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
不登校児童生徒への支援	令和5年7月に策定した「不登校支援の充実に向けた基本方針」をもとに、登校のみを目標とするのではなく、すべての児童生徒に多様な学びの場を確保し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できることを目指し取り組みを行っている。具体的には、「校内サポートルームの整備」や「教育支援センターにおける支援」を推進しつつ、9月から新たに「オンライン相談窓口」「ICTを活用したつながり・学習の支援」「不登校支援相談センター」を設置した。また、保護者サポートや民間施設等との連携推進のために、11月に「フリースクール等情報交換会」を開催した。さらに、令和7年4月開校に向けて「学びの多様化学校(不登校特例校)」の設置準備を進めている。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧不登校
11 学校ネットパトロールの実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
ネットパトロールの実施	近年、携帯電話、スマートフォン等の急速な普及にともない、誹謗中傷の書き込みなどのネットトラブルや詐欺等の犯罪被害が増加している。そこで、定期的に学校ネットパトロールを実施し、インターネット上のいじめ等のトラブルを早期発見し、緊急対応をするとともに、不適切な書き込み等を発見した場合に削除依頼を行うなど、被害の拡大を防ぐようにしている。	<ul style="list-style-type: none"> ④こども・若者 ⑧いじめ
12 疾病の重症化を防ぎ、早期発見・早期治療するための健診・検診や保健指導		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因

生活保護受給者訪問型保健指導	生活習慣病等の疾病の重症化の恐れがある生活保護受給者に対し、疾病の重症化予防や発症予防のため、月1回を目安に、委託事業者が居宅訪問や福祉事務所面談を実施し、健康管理支援を行っている。	Ⓔ 中壮年者
肝炎、肝がん対策事業	肝炎ウイルス感染により肝硬変や肝がんに悪化するのを予防するため、肝炎についての周知・啓発や、肝炎ウイルス感染の早期発見、早期の適切な治療によるウイルス除去や抑制を行うための対策を実施。	—
生活習慣病等に関する健康診査(神戸市健康診査)	生活習慣病等に関する健康診査を受ける機会のない方を対象に、健康診査を実施(16～39歳、または生活保護受給者等が対象)。また、健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方には、医療機関受診勧奨や生活習慣改善の保健指導等を実施。	—
健康相談・栄養相談	各区役所・支所にて、毎月対面での健康・栄養相談ができる機会を提供。	—
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者健診において、要医療の判定を受けた者に対して、保健師等医療専門職がフレイルに配慮しながら、低栄養予防や糖尿病性腎症、その他生活習慣病等の重症化予防のための受診勧奨や保健指導を実施。また、つどいの場等を活用してフレイル予防や地域の健康課題に対する集団支援を実施している。	—
13 各種健診・検診でのストレスチェックの実施【NEW】		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—
14 困難や不安を抱える女性に対する相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
女性のための相談室	女性ならではの問題や悩みに特化した①電話相談②面談によるこころの悩み相談③法律相談④キャリア相談を実施している。	Ⓔ 女性 Ⓐ DV 被害者 Ⓐ ハラスメント
神戸市女性つながりサポート事業	困難を抱える女性の相談支援。孤立・孤独で不安を抱える女性に対し、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、相談事業を行う。	Ⓔ 女性 Ⓐ 生活困窮・多重債務
15 様々な機会での、子育て中の女性へのメンタルヘルススクリーニングの実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
産後うつ対策(産婦健康診査)	【産婦健康診査】 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦健康診査に係る費用を助成しており、その際に産後うつのスクリーニングを実施。	Ⓔ 女性 Ⓐ 子育て
産後うつ対策(新生児訪問)	【新生児訪問】 出生後4か月を迎えるまでに1回、助産師・保健師による新生児及びその保護者への訪問指導を行っている。その際に産後のメンタルヘルスに関するリーフレットを配付と、産後うつのスクリーニングを実施。	Ⓔ 女性 Ⓐ 子育て
産後うつ対策(4か月健康診査)	【4か月児健康診査】 問診票で「お母さんの心の健康」について尋ねている。	Ⓔ 女性 Ⓐ 子育て

16地域包括支援センター等との連携による高齢者の相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
高齢者の介護相談窓口(あんしんすこやかセンター)	高齢者が住みなれた地域で継続して生活し続けるために、介護保険のサービスを中核としつつ、保健・医療・福祉の専門職相互の連携やボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合した包括的なケア(地域包括ケア)を提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)」を設置。	⊗介護 ⊗高齢者虐待
家族介護者への支援(介護リフレッシュ教室)	介護家族に対する身体的精神的負担の軽減・自助グループ育成支援を目的として、あんしんすこやかセンターが介護リフレッシュ教室を実施。	⊗介護 ⊗高齢者虐待
17多重債務等に関する相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
消費生活相談の実施	消費者より多重債務に関する相談があった際は、関係機関の相談窓口を案内している。	⊗生活困窮・多重債務
18生活困窮者に対する相談支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
くらし支援窓口の設置	生活にお困りの方の相談窓口として、各区・支所に「くらし支援窓口」を設置している。就労支援、家計管理に関する支援、子どもも学習支援、家賃の支援など、専任の相談員が様々な理由で経済的に困窮の状況についてお聞きし、解決に向けて寄り添った支援を行っている。	⊗生活困窮・多重債務
19SNS等を活用した生活に困窮する若者の相談支援活動助成の実施		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
生活に困窮する若者の相談支援に取り組むNPO法人等に対する補助事業	コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響により生活に困っている神戸市内在住の10代・20代を中心とした若者を、民間団体等が、SNS等のツールを用いた独自の相談支援を通じて地域や行政等につなげる取組に対して補助を行う。	⊗生活困窮・多重債務
20マザーズハローワークやあすてっぴコワーキング等と連携した女性への細やかな就労支援相談		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
女性向けコワーキングスペースの開設	神戸市男女共同参画センター(あすてっぴ KOBE)内に、女性の就労継続やキャリアアップを応援するスペースとして、子連れで利用できるコワーキングスペースを開設。利用料無料、一時保育サービスあり。子ども連れの男性も利用可能。	⊕女性 ⊗子育て
21 自立のための就労支援相談		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因

臨床心理士 サポート事業	生活困窮者及び生活保護受給者の中で、傷病や障害等明確な就労阻害要因がないものの、求職活動がうまくいかず就職できない者や、就労が長続きしない者など、稼働能力に疑義がある者を対象に、心理検査等を実施することによって、稼働能力の有無を客観的に判断し、就労指導の方針を明確にし、支援に活かしている。	㊦ひきこもり ㊦生活困窮・多重債務
就労自立支援	就労支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の3つがあり、生活困窮者及び生活保護受給者の中で、就労への動機付けや基礎能力の形成などから具体的な求職活動の支援まで、各々の状態や稼働能力に応じ、就労に向けたきめ細かな支援を行っている。	㊦生活困窮・多重債務
自立援助ホーム 子供の家	養護施設を退所した子どもたちなどが、働いて得た収入でホームの使用料を払いながら共同生活を送り、社会で生活していく力を身につけていく場である。職場の人間関係で悩んだときや日常生活で分からないことがあった時は、職員から助言を受けることができる。	㊦子ども・若者 ㊦子育て ㊦児童虐待被害者

22 働くことに悩みを抱えている若年者への就労支援相談

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
こうべ若者 サポートステーション	<p>地域若者サポートステーション(略称:サポステ)は、働くことに悩みを抱えている 15 歳～49 歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練や協力企業への職場体験など就労に向けた支援を行うことを目的としており、厚生労働省が若者支援の実績やノウハウのある NPO 法人、株式会社等へ委託し実施している。現在、全国で 177 カ所に設置されている。神戸市域では「一般社団法人キャリアエール」が国より委託を受け「こうべ若者サポートステーション事業」を青少年会館内で実施している。</p> <p>地方公共団体は、国の措置と相まって、地方の実情に応じ必要な措置を講ずるよう努めることとされている(青少年の雇用の促進等に関する法律)ことから、神戸市として、サポステ運営者に対し、臨床心理士等による心理カウンセリングや社会活動プログラムの委託を行っている。</p>	㊦子ども・若者

取組7 地域のネットワークの構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくり【新規】

1 孤独・孤立を生まない包括的な自殺対策にかかる地域プラットフォームの構築【NEW】

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
孤独・孤立関連施策検討プロジェクトチームの設置	「制度の内容がわかる・必要な人に支援が届くことにより、望まない孤独・孤立に陥ることや支援の網から取り残されることを防ぐ」ことを目的に区役所等職員を中心としたワーキングチームを結成し、孤独・孤立に陥らないための支援方策について検討を実施している。	㊦ひきこもり

地域福祉 ネットワーク事業	<p>少子高齢化や単身世帯の増加が進み、孤独・孤立という社会的課題が広がるなかで、既存の制度だけでは対応できない多様化・複雑化する福祉課題に対し、積極的な訪問や課題解決に向けた個別支援を行っている。</p> <p>また、個人の課題にとどまらず地域の共通課題に対し社会福祉施設、NPO 法人、民生委員やふれあいのまちづくり協議会等関係機関を巻き込みながら、地域で支え合う仕組みづくりを進めている。(神戸市は市社会福祉協議会へ当事業の運営を委託している。)</p>	㊦生活困窮・多重債務
公民連携による自殺対策普及啓発の実施	<p>あらゆる世代が参加しやすい日程・場所で、自殺の最大の危険因子である「うつ病・うつ状態」の要因となる睡眠障害に焦点をあてた講演会を、令和5年度は寝具メーカー「テンピュール・シーリー・ジャパン有限会社」と共催にて開催している。(再掲)</p>	—
自殺対策推進実務者会議	<p>学識経験者、保健医療関係者、労働関係機関等の代表者で構成し、多方面からの専門的意見・情報を踏まえた課題の抽出や取組等の意見交換を行っている。</p>	—
自殺対策推進連絡会議	<p>庁内の自殺対策関係課で構成し、全庁横断的な自殺対策の取り組みの推進を目的とした課題の抽出・取組についての意見交換を行っている。</p>	—
精神障害者の地域移行・地域定着事業	<p>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることを目的としている。医療機関や関係機関との連携強化による地域の支援体制充実を図るため、保健・医療・福祉関係者と協議の場や研修会を通じて連携し、地域移行・地域定着に向けた体制整備を目指している。</p> <p>また、ピアサポーターを養成し、ピアサポーターが個別支援活動や精神科病院等での発表活動を行うピアサポーター活用事業を実施している。</p>	㊦精神疾患
2 生きづらさを抱える人のリアルとリアルによらない居場所づくり (新)		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
ひきこもり家族教室・ 家族の居場所	<p>ひきこもり状態にある本人へのかかわり方を学ぶ家族教室と、同じ悩みを持つ家族同士の意見交換の場を概ね月1回開催。家族教室修了者に対して、家族の居場所を提供。</p>	㊦ひきこもり ㊦不登校
ひきこもり当事者の会 (居場所)	<p>ひきこもり状態にある本人を対象に、当事者同士が交流し、悩みや、やってみたいことなどを話し合う当事者会を月2回(うち1回はバーチャル空間上)開催。</p>	㊦ひきこもり ㊦不登校
発達障害者青年期居 場所事業(ヒュッグ)	<p>概ね15歳以上の発達障害者と家族を対象に、発達障害者同士が交流し、ほっとできて話をゆっくり聞いてもらえる居場所づくりと家族相談を実施。開催日:第2・4金曜日、第3土曜日</p>	㊦難病や障害のある方
高校生・大学生キャリア教育プログラムの実施	<p>ひきこもりやニート・フリーターの増加をはじめ、学習意欲の低下や不登校及び早期離職者の増加など青少年の関する様々な問題が発生する背景には、青少年時期に自分自身の将来ビジョン等を持つことができない現状がある。この問題を解決するため、平成25(2013)年度より、大学生等が社会に出る前の世代である高校生の話を聞くとともに、今までの思いや体験を伝える「高校生・大学生キャリア教育プログラム」を企画運営</p>	㊦こども・若者

することで、社会参加や進路意識の動機付けとなる場を提供する。

3 学校内外の居場所づくり(こどものサードプレイス)

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
こどもの居場所づくり	ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごすなど、課題を抱える子どもたち(主に小中学生)が増える中、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」を進めることにより、身近な地域で子どもたちの育ちを支えることを目的として、地域団体等が行う居場所づくりの取り組みを支援。	④こども・若者

4 精神科・産婦人科・小児科との医療連携体制の構築【NEW】

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—

5 身体症状の背景にある心の不調に対する、かかりつけ医等と精神科医療との連携

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
かかりつけ医うつ病対応力向上研修会	日頃より受診を行うかかりつけ医に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得することを目的として神戸市医師会と共催で研修会を実施している。	—

6 生活困窮者に対する食料支援等の実施

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
生活困窮者に対して食料品・生活支援情報を提供するNPO法人等に対する補助事業	コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響により生活に困っている神戸市民を、民間団体等が、食料品等の提供と併せて生活支援情報を提供することにより地域や行政等につなげる取組に対して補助を行う。	⑧生活困窮・多重債務
子育て世帯への食を通じたつながり支援	物価高騰等の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながない又はつながりの希薄な子育て世帯を、食品等の提供をきっかけとして、地域や行政等の支援機関につなげる民間団体の取り組みを支援。	⑧子育て

7 高齢者の集いの場(居場所)づくり

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
ふれあい給食会	ひとりぐらし高齢者等を対象に給食会活動を実施することで、閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感を解消させ、相互のふれあいを深めることを目的とした活動。(区社会福祉協議会が実施する当事業に神戸市から補助を行っている。)	—
老人クラブへの活動補助	概ね 30 人以上で構成される老人クラブの活動を補助し、高齢者の生きがいと健康づくりを支援している。	—

取組8 支援者支援のしくみづくり(支援者の孤立を防ぐための組織的なフォロー体制)

1 支援者の孤立を防ぐためのスーパーバイザーによる相談支援、組織的なフォロー体制構築への取り組み(新)

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
大学生支援事業	発達障害(未診断も含む)のある大学生及び障害学生支援に関わる大学教職員に対し、気軽に集えて相談できるバーチャルキャンパスを設け、学生・教職員同士のネットワークを形成するとともに、大学教職員を対象とした定期相談会を開催。また、バーチャルキャンパス上で企業・地域支援機関や同様の経験をもつ先輩等と交流できる場(ミートアップ型イベント)も開催。(社会福祉法人委託事業)	—
心の健康相談(神戸市医師会と共催)	児童・生徒の心の健康相談…担任・養護教諭等職員を対象とした、心の健康問題を有する児童・生徒に関する精神・神経科医への相談	④こども・若者 ⑧こども・若者ケアラー
「心のケア」ケーススタディ研修会	神戸市立学校園の希望する教職員が対象の研修。参加者が対応している個々の子供の事例(心の健康問題、不登校、発達にかんする課題等)への対応のあり方に関し、具体的な助言を得ることができる。同時に事例を通し、参加者全員が専門的な知識を深めることも目的としている。	—
区でかけるチーム	精神保健福祉センター職員で構成する「区でかけるチーム」を発足し、定期的に各区役所を訪問し、事例検討や助言・情報提供等を行うほか、各区の実情把握・課題の抽出等を行っている。	⑧精神疾患
周産期メンタルヘルスカンファレンス	区役所・支所保健福祉課保健師を対象に行うケースカンファレンス。精神的な問題を抱える母子等の関わりについて、個別の事例での支援課題の共有及び支援方法の検討を行う。ケースカンファレンスにおいて、精神看護の学識経験者等より専門的見地からのコンサルテーションを受ける。	⑧妊娠・出産 ⑧子育て
ラインケア研修	消防学校消防司令補昇任課程及び消防士長昇任課程における授業(2時間×1回)	—

2 「自殺におけるハイリスク要因を抱える方」の支援技術の向上

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
精神保健福祉支援者基礎研修	神戸市内で精神保健福祉関連業務に従事する、概ね経験2年目程度までの支援者に対し、精神保健福祉に関する基礎知識の習得と理解を深め、サービスの向上を図ることを目的として研修を実施している。	⑧精神疾患
精神保健福祉従事者研修	精神保健福祉相談および精神保健福祉サービスに関わる支援者を対象に、新たな精神保健福祉分野の課題に対応するための知識・技術を提供し、サービスの向上を図ることを目的とし、精神保健福祉業務の各分野において必要な時勢、要望をふまえたテーマで研修を実施している。	⑧精神疾患

精神保健福祉人材育成研修	本市職員の保健師等を対象に実施しており、精神保健福祉に関する援助技術向上を行うことにより、市民へ提供される援助等サービスの質の向上、早期に適切にかかわることで課題の複雑困難化を防ぐことを目的としている。	Ⓐ精神疾患
依存症に関する学習会(支援者向け)	兵庫県精神保健福祉センターとの共催で、支援者を対象に学習会を開催している。依存症全般に関する知識と理解を深め、自助グループ・家族会・回復施設等の活動を広く知ってもらうことを目的としている。	Ⓐ精神疾患
周産期メンタルヘルス研修会(病態・治療・対応)	区役所・支所保健福祉課保健師を対象に行う研修会。周産期メンタルヘルスの病態・治療・支援について、年2回実施している。	Ⓐ妊娠・出産 Ⓐ子育て
3 支援者のセルフケアの充実		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
セルフケア研修	消防学校初任科生教育課程における授業(2時間×2回)	—
消防職員のための惨事ストレスの理解と予防	係長級以上の職員を対象とした外部専門家による研修コースの受講(基本コース・ステップアップコース)	—

【柱4】自殺未遂者や自死遺族への支援の充実

取組9 医療と地域の連携推進/自殺未遂者や家族等への積極的なアプローチ /自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐ【新規】

1 自殺未遂者に対する支援強化に向けた行政・医療(かかりつけ医も含む)の連携によるフォローアップ体制の構築【NEW】

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
自殺未遂者支援にかかる医療機関との連携会議	自殺未遂者の再企図を防ぐため、3次救急への聞き取り調査、定期的な情報交換等により、連携体制の構築および強化に取り組んでいる。	Ⓓ自殺未遂者 Ⓐ自殺未遂者
自殺未遂者を支援する方への技術支援	関係機関との事例検討会議の実施、自殺未遂者の相談支援を行い、自殺未遂者支援の定着を図っている。	Ⓓ自殺未遂者 Ⓐ自殺未遂者

2 自殺(未遂)に至る背景要因に対する支援のための多機関連携体制の構築【NEW】

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—

3 自殺未遂者を支える支援者の孤立を防ぐための支援

事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
自殺未遂者支援研修	救急医療機関や関係機関、行政機関において自殺未遂者の対応をしている支援者を対象に、自殺未遂者支援における基本的な知識を習得し、スキルの向上を図ることを目的に自殺未遂者支援研修を実施している。	Ⓓ自殺未遂者 Ⓐ自殺未遂者

4 支援者に対するこどもの繰り返す自傷行為や過量服薬などへの理解と対応力の向上への支援		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
こどもの自傷行為についての教職員向けリーフレットの配布	精神保健福祉センターと連携しながら、教職員向けの研修(ゲートキーパーも含む)の実施を行っている。また、令和5年6月に発出の生徒指導マニュアル等とも関連して、学校教職員、関係機関への周知を依頼した。	④こども・若者 ⑧不登校 ⑨いじめ

取組10 自死遺族のこころのケアと支援/学校や職場等での適切な事後対応【新規】		
1 自死遺児や自死遺族、身近な人の自死を経験した人への相談支援、 自死遺族等の自助グループ活動助成(補助)の実施や周知		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
自死遺族支援団体への活動費助成	自死遺族どうして集まり、体験や思いを語ることのできる「分かち合いの会」の実施や、自死遺族または自殺を考えている人からの相談事業の実施などに取組む申請のあった民間団体に対して、その活動事業費の一部を助成している。	⑧自死遺族
2 自死遺児や自死遺族に生じる様々な課題への支援体制の構築(適切な事後対応の強化) 【NEW】		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
—	—	—
3 死産・流産を含めた遺族ケア(グリーフケア)への強化(新)		
事業名	事業内容	重点取組対象者 ハイリスク要因
グリーフケア講座	犯罪や交通事故、災害などで親しい人を亡くした時の悲嘆に暮れる気持ち「グリーフ」と、悲しみが大きく深い人の心に寄り添う「グリーフケア」の実践についての講座を毎年実施している。	—
死産・流産によるグリーフケア	流産や死産を経験された方向けに情報提供リーフレットを作成し、区役所や市内医療機関で配付している。また、職員や関係者(産科医療機関スタッフや産後ケア受託事業所)を対象に支援の手引きを作成するとともに、研修を実施。	④女性 ⑧妊娠・出産

○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働そ

他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条線上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条線上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進の

ため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条線下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条線下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条線下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条線下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条線下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意

識^{かん}の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条線下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他

の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。
(平二八法一一・旧第十五条線下・一部改正)
(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。
(平二八法一一・旧第十六条線下)
(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。
(平二八法一一・旧第十七条線下・一部改正)
(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。
(平二八法一一・旧第十八条線下・一部改正)
(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平二八法一一・旧第十九条線下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等
(平二八法一一・旧第三章線下・改称)
(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 2 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。
(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条線下・一部改正)
(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条線下・一部改正)
(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附則(平成二七年九月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二八年三月三〇日法律第一一号)抄

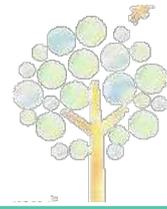
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

▼悩みごと相談窓口一覧(こども・若者用)

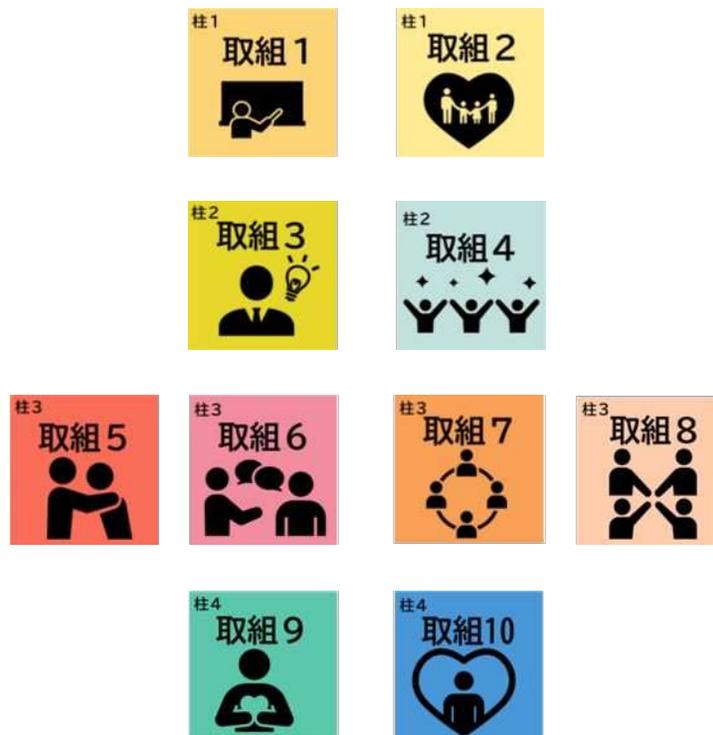


こうべっ子悩み相談 (いじめ・体罰・こども安全ホットライン)	0120-155-783 078-361-7710	毎日 24 時間
ひょうごっ子SNS悩み相談(LINE・Web) ①SNS相談 ②学校への連絡窓口	https://pref-hyogo.school-sign.jp/	毎日 ①17:00~21:00 (相談受付は 20:30 まで) ②24 時間受付
総合教育センター教育相談室 (不登校、学校生活、いじめ、ネットいじめ、体罰等) ①電話相談 ②面接相談(予約制)	①0120-790-783 078-360-3152 ②078-360-3150	①電話相談 月曜~金曜 9:00~17:00 ②面接相談[予約制] 火曜~金曜 10:00~17:00
神戸市立青少年育成センター (不登校、学校生活、家庭生活、非行等)	078-341-0888	月曜~金曜 9:00~17:00
神戸市精神保健福祉センター	078-371-1900	月曜~金曜 8:45~17:15
神戸市こども家庭センター	078-599-7300	月曜~金曜 8:45~17:30
神戸ひきこもり支援室	#8900 078-361-3521	月曜~金曜 9:00~17:00
こども・若者ケアラー相談・支援窓口	078-361-7600	月曜~金曜 9:00~17:00
神戸市こころといのちの電話相談	078-371-1855	月曜~金曜 10:30~18:30
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566	月曜~金曜 18:00~翌 8:30 土・日・祝日 24 時間
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間(毎日)
チャイルドライン(SNS 可)	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00
こどもの人権 110 番(メール相談可)	0120-007-110	月曜~金曜 8:30~17:15
ヤングトーク(兵庫県警察少年相談室)	0120-786-109	月曜~金曜 9:00~17:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	189	24 時間(毎日)
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎日 16:00~21:00 毎月 10 日 8:00~翌 8:00(24 時間)
よりそいホットライン	0120-279-338	24 時間(毎日)
生きづらびっと(SNS・WEB)	https://yorisoi-chat.jp/	
こころのほっとチャット(SNS・WEB)	https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html	
あなたのいばしょ(チャット)	https://talkme.jp/	
10 代 20 代の女性専用相談(TEL・SNS)	https://bondproject.jp/	
HP あなたはひとりじゃない	https://www.notalone-cas.go.jp/	
HP こころもメンテしよう 若者を支えるメンタルヘルスサイト	http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/	



▼悩みごと相談窓口一覧(大人用)

	相談先	電話番号・URL	受付時間
こころの健康	神戸市精神保健福祉センター	078-371-1900	月曜～金曜 8:45～17:15
	神戸市こころといのちの電話相談	078-371-1855	月曜～金曜 10:30～18:30
	神戸ひきこもり支援室	#8900 078-361-3521	月曜～金曜 9:00～17:00
	こども・若者ケアラー相談・支援窓口	078-361-7600	月曜～金曜 9:00～17:00
	兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566	月曜～金曜 18:00～翌 8:30 土・日・祝日 24 時間
	いのちSOS(WEB・メールも相談可)	0120-061-338	24 時間(木曜 0:00～6:00 のみ除く)
	神戸いのちの電話	078-371-4343	・月曜～金曜 8:30～20:30・第 2・3・4 金、土曜 8:30～翌 8:30 (第 2・3・4 金、土曜が祝日の場合 8:30～16:00・20:30～翌 8:30) ・日・祝 8:30～16:00
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎日 16:00～21:00 毎月 10 日 8:00～翌 8:00(24 時間)
	よりそいホットライン	0120-279-338	24 時間(毎日)
	日本臨床心理士会電話相談事業	03-3813-9990	金曜 9:00～12:00 月曜～金曜 19:00～21:00
	生きづらびっと(SNS・WEB)	https://yorisoi-chat.jp/	
	こころのほっとチャット(SNS・WEB)	https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html	
	あなたのいばしょ(チャット)	https://talkme.jp/	
	10代 20代の女性専用相談(TEL・SNS)	https://bondproject.jp/	
	HPあなたはひとりじゃない	https://www.notalone-cas.go.jp/	
	HPこころもメンテしよう	http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/	
HPこころの耳	https://kokoro.mhlw.go.jp/		
就職・仕事	こうべ若者サポートステーション (一般社団法人キャリアエール)	078-335-5630	月曜～土曜 9:30～18:00 (第 3 月曜除く)(来所は要予約)49 歳まで
	若者しごと倶楽部(ひょうご・しごと情報広 場) 併設 神戸新卒応援ハローワーク	(キャリアカウンセリング) 078-366-3731 (学生就職相談) 078-361-1151	月曜～金曜 10:00～19:00 (来所は要予約、見学は予約不要)概ね 39 歳まで
	ハローワーク ①神戸 ②神戸(三田出張所)③灘 ④西神 ⑤明石 ⑥三宮わかもの ⑦プラザ三宮 ⑧マザーズ三宮	①078-362-8609 ②079-563-8609 ③078-861-8609 ④078-991-1100 ⑤078-912-2277 ⑥078-231-8606 ⑦078-231-8609 ⑧078-231-8603 開庁時間はハローワークに よって異なります	
労働問題	①兵庫労働局総合労働相談コーナー ②神戸東総合労働相談コーナー ③神戸西総合労働相談コーナー	①078-367-0850 ②078-389-5345 ③078-570-0085	月曜～金曜 9:00～17:00



第3期神戸いのち大切プラン

【詳細版】

～神戸市自殺対策計画～

発行：神戸市健康局保健所保健課
神戸市健康局保健所精神保健福祉センター
神戸市中央区橘通3丁目4番1号
電話 (078) 371-1900 FAX (078) 371-1811

